

浜田市障がい者計画

島根県 浜田市

はじめに

本市では、平成23年3月に「浜田市総合振興計画 後期計画」を策定して各種まちづくりの施策を推進しており、その柱の一つに「健康でいきいきと暮らせるまち」を掲げ、障がい者福祉の推進に努めています。

また、平成19年3月に策定した障害者基本法に基づく基本理念などを定めた「浜田市障害者計画」、平成24年3月には障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの目標数値等を盛り込んだ「浜田市障害福祉計画（第3期）」を策定し、障がい者のみなさんが地域社会において主体性を持って自分らしく生活ができるよう、日中活動の場の確保や相談支援の充実等に取り組んでまいりました。

障がい者の自立及び社会参加を促進し、障がいの有無に関わらずすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められており、国においては、新たな障害者福祉施策を実施するため、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ見直されその対応が進められています。

このような中、「浜田市障害者計画」の計画期間の満了に伴い、その成果と課題を踏まえ、障がい者福祉施策のさらなる充実を図るため、計画の見直しを行いました。

本計画に基づき、障がい者福祉に対する理解と認識を深め、地域全体で支え合う体制づくりを進めるとともに、「一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち」を基本理念として、国、県、関係団体と緊密な連携を図りながら、様々な施策に取り組んでまいりますので、市民皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見、ご提言を賜りました障がい者福祉専門部会委員各位、また、アンケート調査にご協力いただきました方々並びに関係各位に心から感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

平成25年3月

浜田市長 宇津 徹男

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 対象とする障がい者	3
5 計画の策定体制	4
第2章 障がいのある人等の状況	6
1 人口の推移	6
2 身体障がい	7
3 知的障がい	10
4 精神障がい	12
第3章 計画の基本的考え方	14
1 基本理念	14
2 基本目標	15
3 施策の体系	16
第4章 分野別施策の内容	17
1 地域における生活支援体制の充実	17
2 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進	27
3 共に生きるバリアフリー社会の実現	38
4 障がい福祉サービス等の提供体制の整備	48
第5章 計画の推進体制	55
1 市民参画の推進	55
2 関係機関の連携	55
3 計画の進捗管理	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国ではノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。

浜田市では、平成19年3月に、平成18年度から平成24年度を計画期間とする浜田市障害者計画・障害福祉計画を策定し、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を総合的、計画的に推進してきました。

また、平成18年から施行された障害者自立支援法により、身体・知的・精神の3つの障がい福祉サービスの一元化と福祉施設・事業体系の再編、就労支援の強化、施設入所者などの地域生活への移行、利用者負担の見直しなど、障がいのある人に対する施策が大きく変更され、障がい福祉サービス等が地域で計画的に提供されるよう、これまで3期にわたって障害福祉計画を策定してきました。

現在、国では、平成18年の第61回国連総会において採択された「障害者権利条約」の締結に向けて、必要な法律の整備や障がい者制度の見直しに着手し、これまでに障害者自立支援法の一部改正（平成22年12月公布）、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月公布）」及び「障害者総合支援法（平成24年6月公布）」の法改正が実施されています。

「障害者基本法」の改正では、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）の除去や、合理的な配慮がなされなければならないとの規定がなされています。そのため、障がいのある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりをめざしていく必要があります。

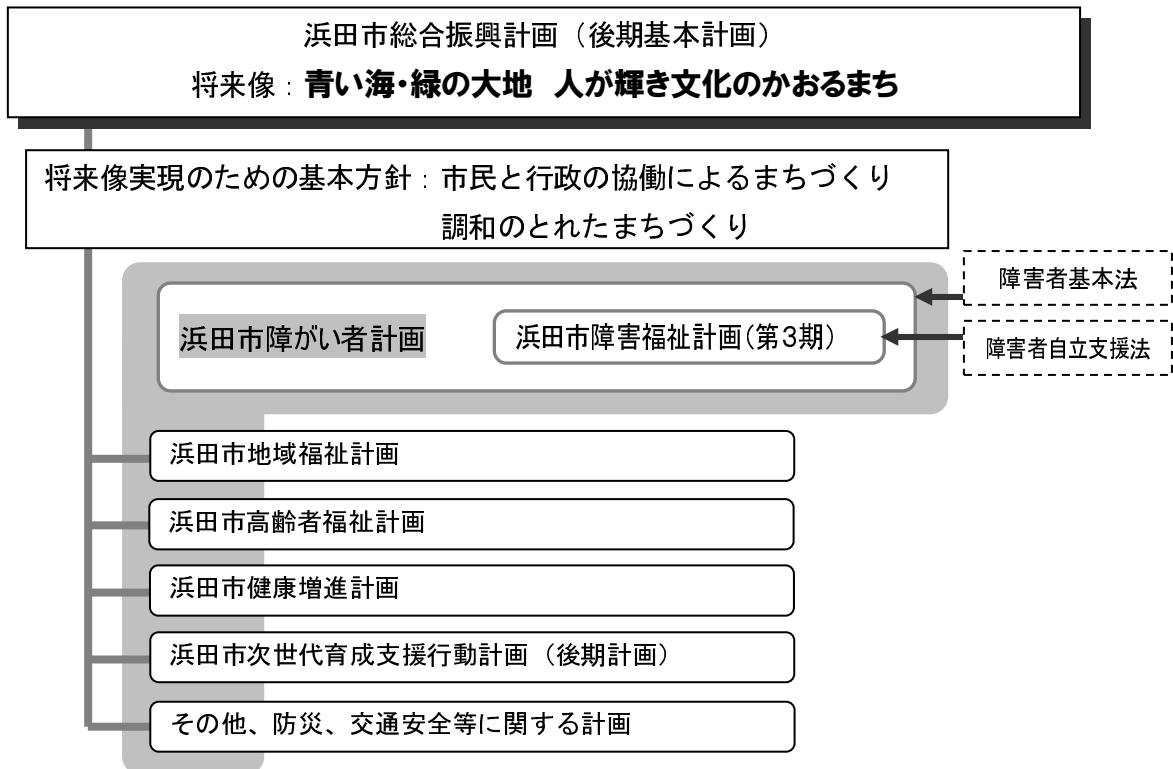
今回策定する「浜田市障がい者計画」は、このような社会の動きやこれまでの施策の進捗状況、市民ニーズ等を踏まえたものとし、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を推進し、さらに支援体制を充実させていきます。

浜田市における「障害」標記の取扱いについて

- 文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」をひらがな標記にすることを原則としています。
- なお、法令及び団体施設等の固有名詞等については、「障害」と標記しています。
- 平成23年4月1日以降浜田市が作成する公文書が対象としており、本計画についても上記の取扱いにより標記しております。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」や「重点施策実施5か年計画」、島根県の「島根県障がい者基本計画」等の内容を踏まえるとともに、「浜田市総合振興計画（後期基本計画）」の、障がい福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、本市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		障がい者計画(今回策定分)				
	障害福祉計画（第3期）					

4 対象とする障がい者

(1) 障がい者の概念

本計画における「障がい者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（障害者基本法第2条）を総称することとします。

(2) 計画の対象

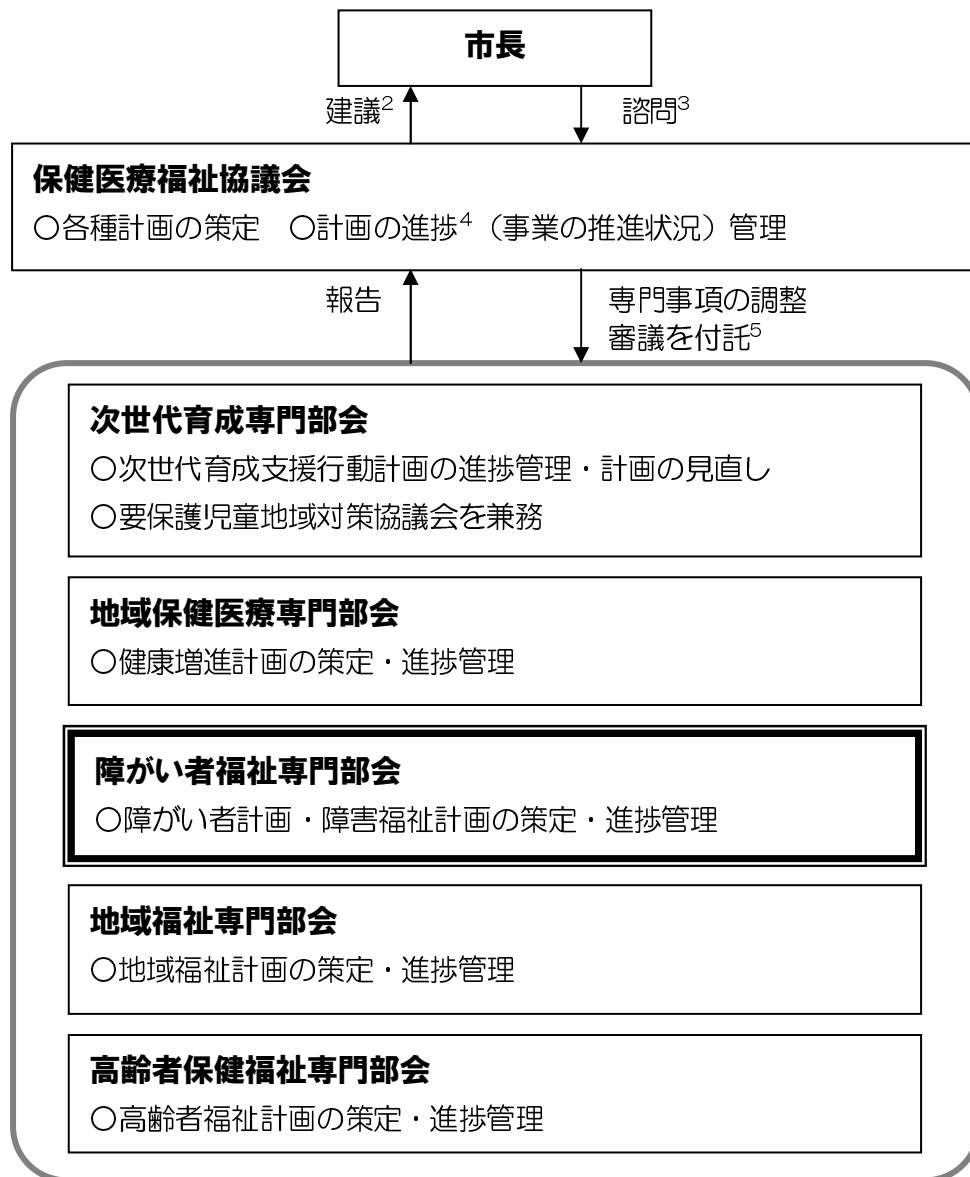
計画に基づき推進する各施策の対象は、上記「(1) 障がい者の概念」で定義する障がい者及びその家族とします。また、障害者自立支援法等の関連法を踏まえながら、高次脳機能障がい¹者、難病患者も計画の対象とします。さらに、基本理念の実現のためには、すべての市民の理解と協力が求められることから、障がいの有無に関わらず、全市民に向けた意識啓発を図るものとします。

¹ 高次脳機能障がい：事故による頭部外傷や脳血管障がいなどの脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒など、さまざまな原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為などの認知機能に生じる障がい。

5 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は障がい者福祉専門部会において審議を行いました。また、関係部局及び島根県とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。



² 建議（けんぎ）：意見を申し立てること。また、その意見。

³ 諮問（しもん）：有識者または一定の機関に、意見を求めること。

⁴ 進捗（しんちやく）：進みはかどること。進行。進展。

⁵ 付託（ふたく）：物事の処置などを任せること。特に議会で、議案の審査を本会議の議決に先だつて他の機関に委ねること。

(2) アンケート調査

当事者の現状や要望を把握し、計画に反映していくため、障害者手帳をお持ちの方を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査票の種類	障害者計画調査票【身体・知的】【精神】		
調査対象者	平成 24 年 8 月現在、市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方（65 歳未満を対象）		
調査数	身体・知的	923 名	
	精神	276 名	
調査方法	郵送による配付回収		
調査時期	平成 24 年 9 月		
調査票回収数	身体・知的	525 名	回収率
	精神	156 名	
			56.5%

(3) 関係団体調査

障がいのある人の支援をしている障がい福祉サービス事業者及び、相談支援事業所等の各種関係機関から、障がいのある人のサービス利用状況や生活実態等の課題を把握する目的で関係団体調査を実施しました。

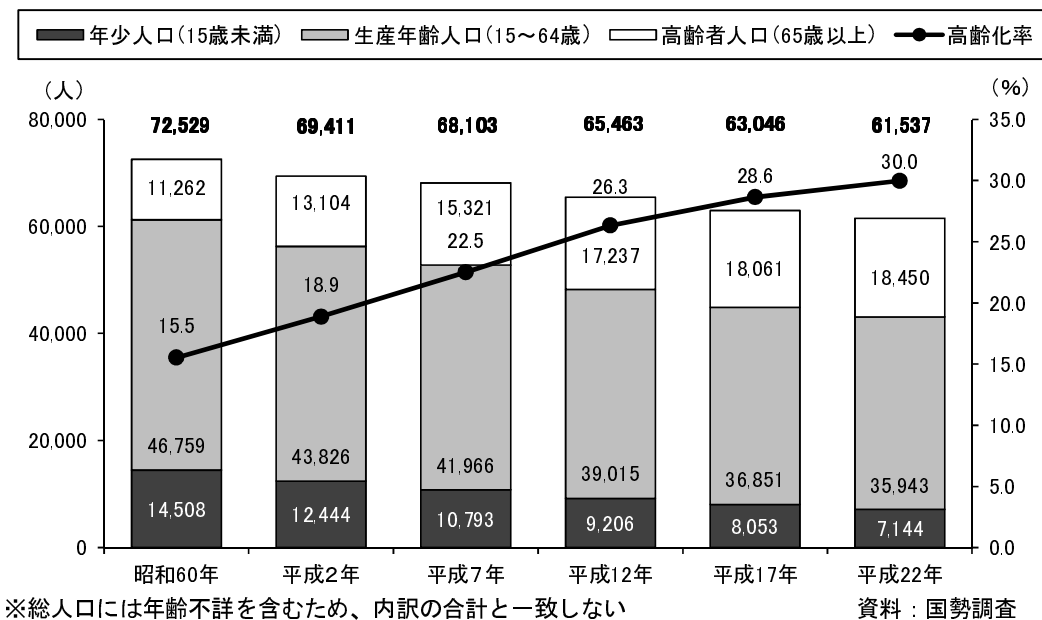
調査対象	障がい福祉サービス事業者をはじめ、障がいのある人を支援している関係機関等
調査方法	①市内サービス提供事業所への調査票郵送による配付回収 ②浜田圏域自立支援協議会における聞き取り
調査時期	平成 24 年 10 月

第2章 障がいのある人等の状況

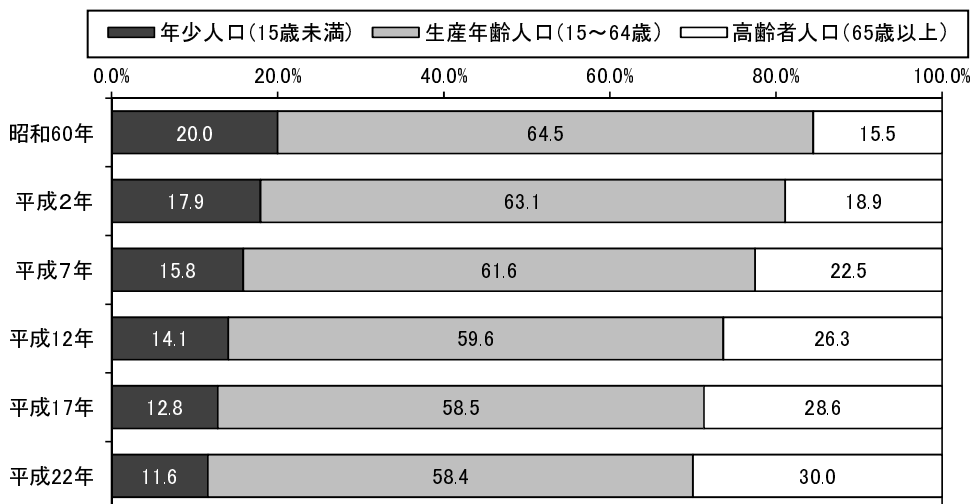
1 人口の推移

総人口は昭和60年以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口等の推移



■年齢3区分別人口構成比の推移

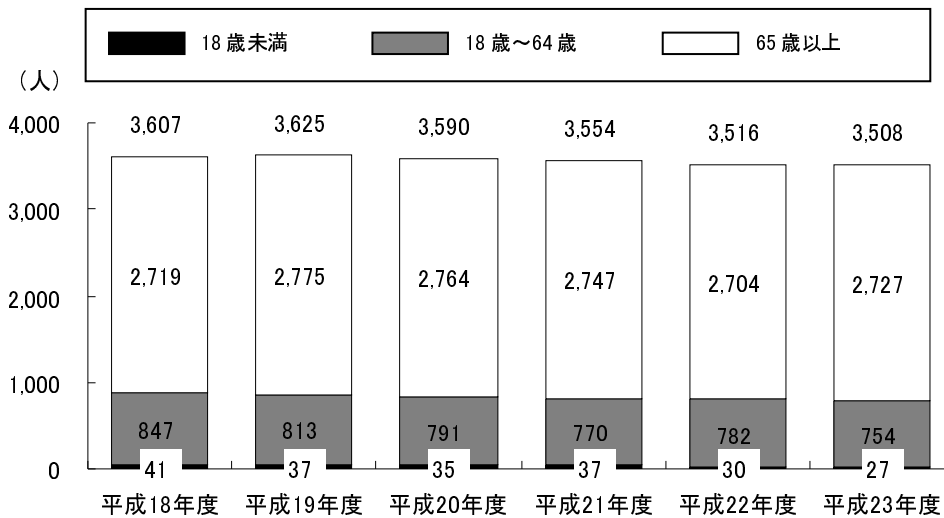


2 身体障がい

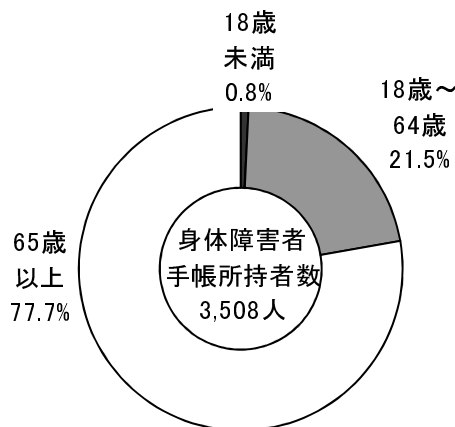
(1) 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数は平成18年度から平成23年度にかけて減少していますが、65歳以上所持者は横ばい傾向となっています。平成23年度の構成比をみると、65歳以上所持者が8割近くを占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



■ 年齢別構成比（平成23年度）

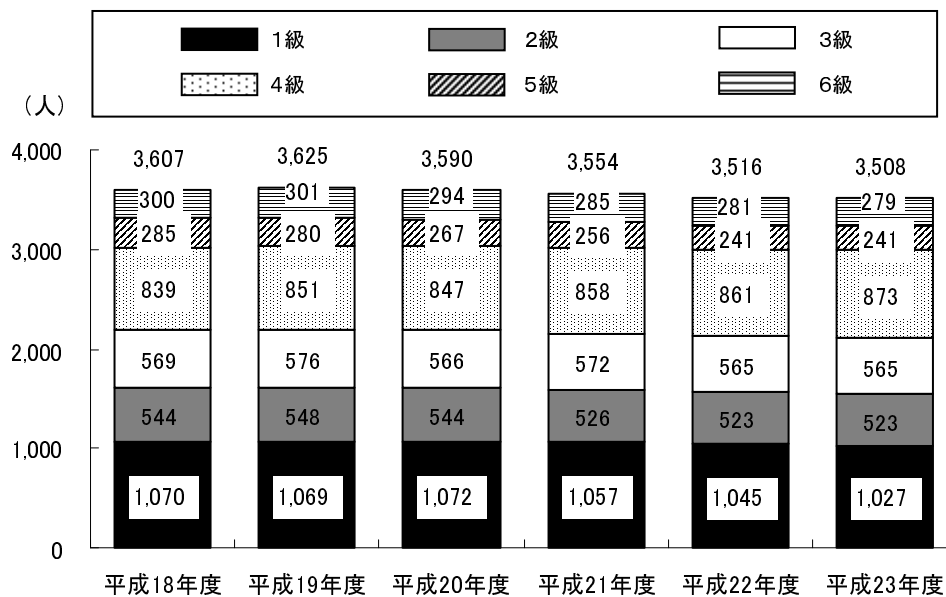


身体障がい・知的障がい・精神障がい者に関するデータの出典は、すべて「島根県立心と体の相談センター業務概要」（各年度、年度末現在）となっています。

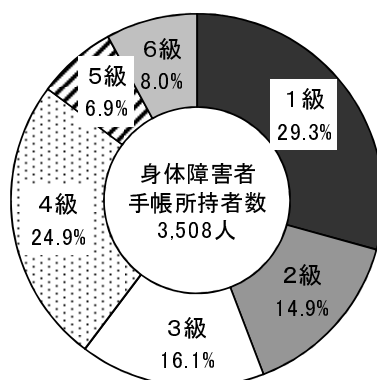
(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

平成18年度から平成23年度にかけて、特に5級と6級が減少傾向にあり、4級は増加しています。平成23年度の構成比をみると、1・2級を合わせた重度が44.2%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



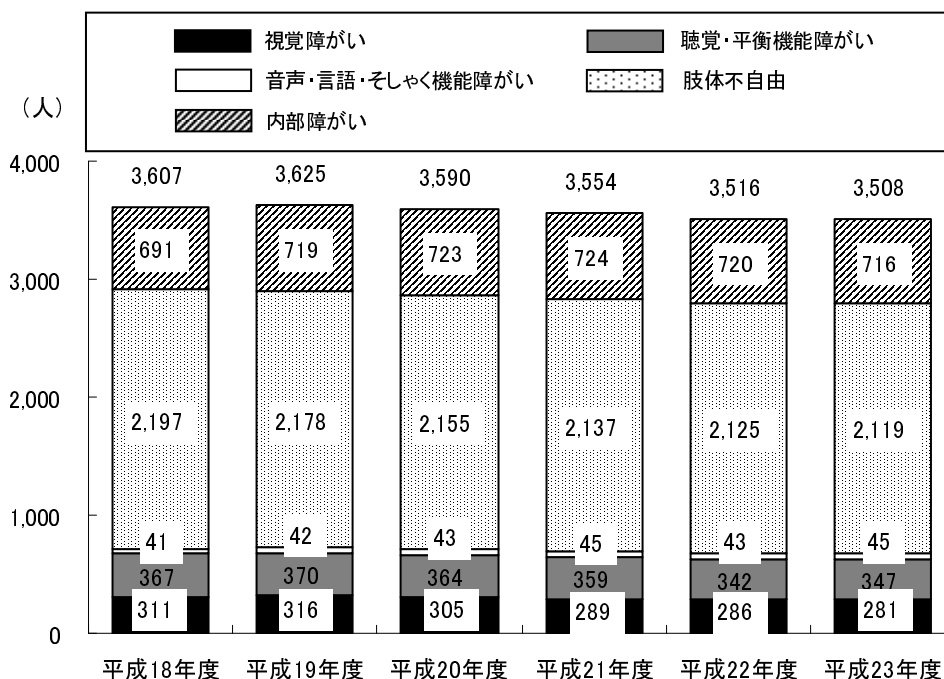
■ 等級別構成比（平成23年度）



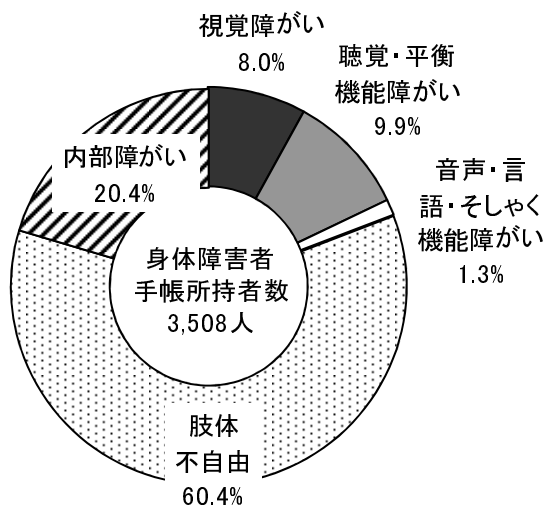
(3) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移

平成18年度から平成23年度にかけて、音声・言語・そしゃく機能障がい、内部障がいが微増傾向にあり、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がいは減少傾向となっています。平成23年度の構成比をみると、肢体不自由が60.4%と半数を超えており、次いで内部障がいが20.4%、聴覚・平衡機能障がいが9.9%となっています。

■障害の種類別人数の推移



■障害の種類別構成比（平成23年度）

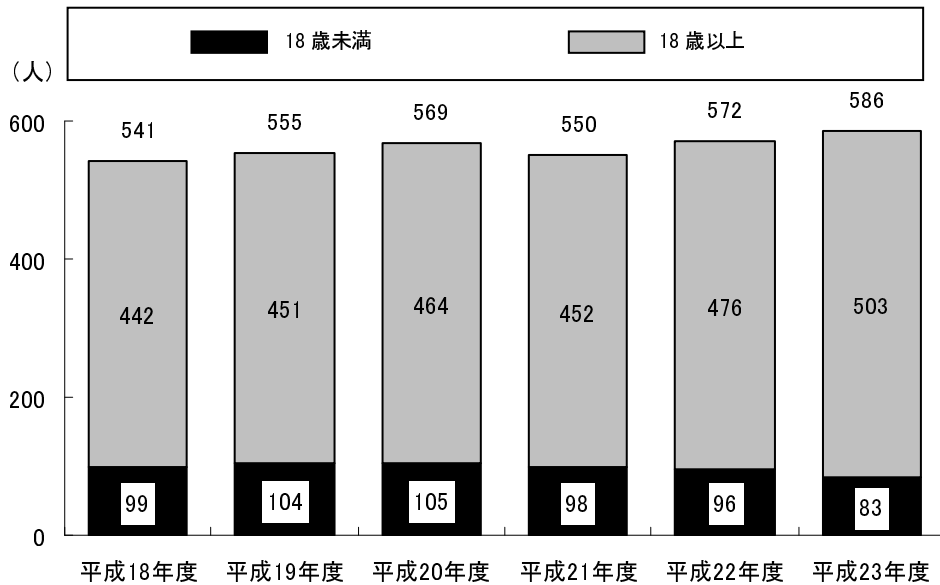


3 知的障がい

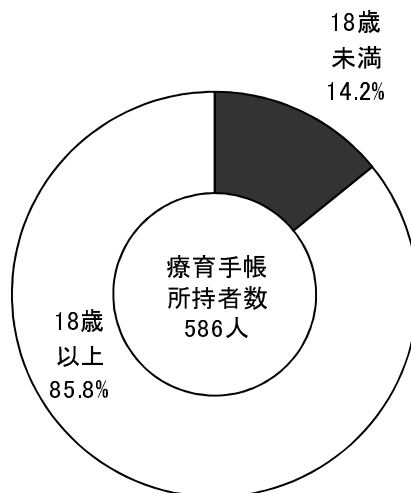
(1) 療育手帳所持者数の年齢別推移

療育手帳所持者数は平成 18 年度から平成 23 年度にかけて増加しており、18 歳以上が大きく増加しています。平成 23 年度の年齢別構成比をみると、18 歳以上所持者が8割以上を占めています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



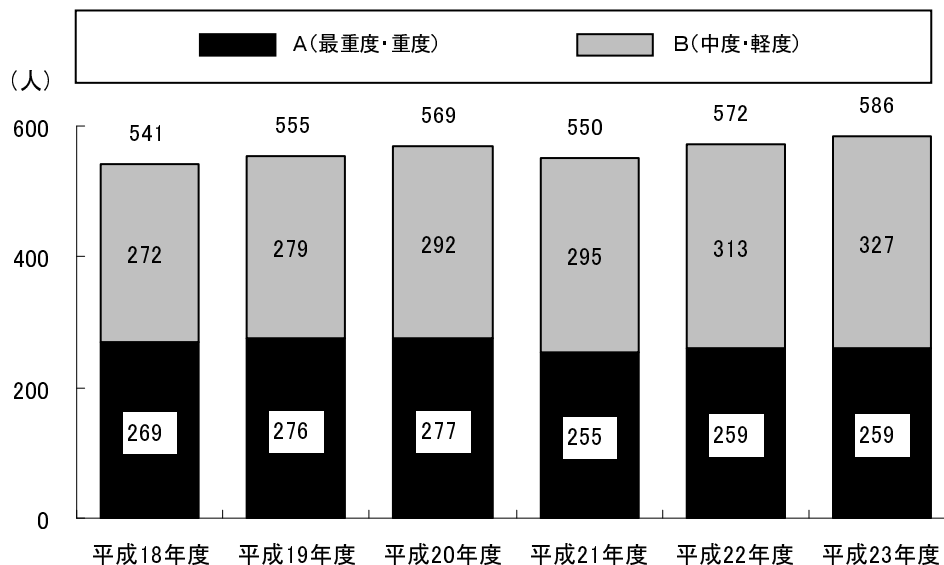
■年齢別構成比（平成 23 年度）



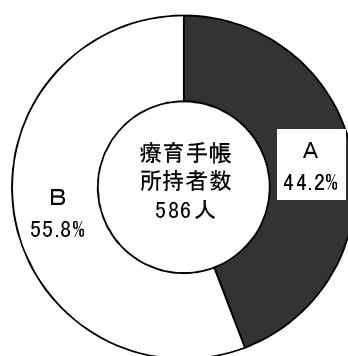
(2) 療育手帳所持者数の等級別推移

平成18年度から平成23年度にかけて、B（中度・軽度）は増加しています。平成23年度の構成比をみると、B（中度・軽度）がA（最重度・重度）よりも高くなっています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）



■等級別構成比（平成23年度）

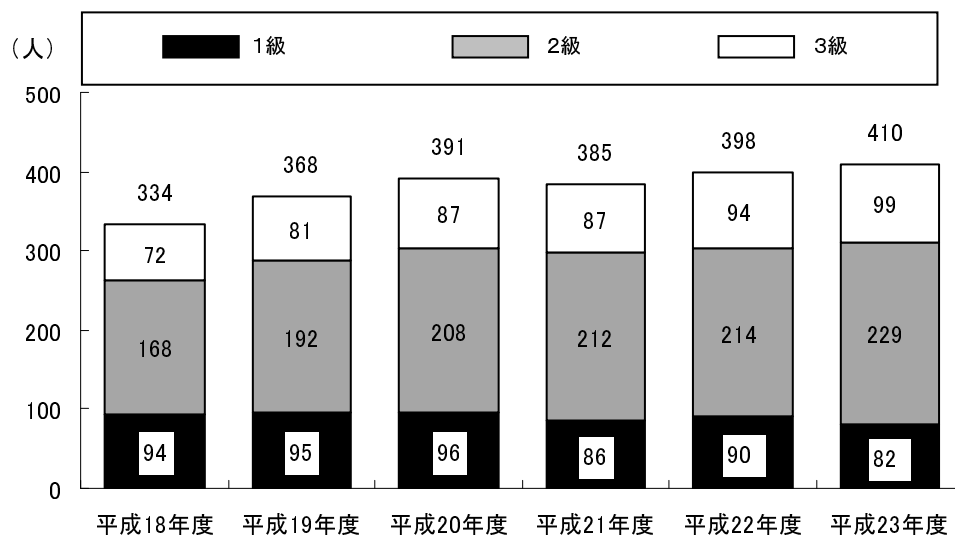


4 精神障がい

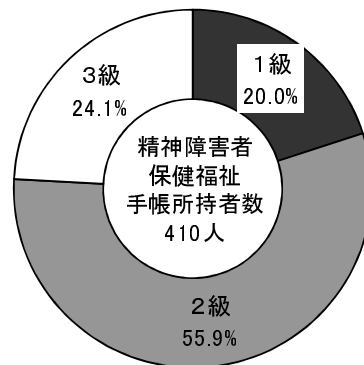
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 18 年度から平成 23 年度にかけて増加しています。平成 23 年度の等級別構成比をみると、2 級が 55.9%と最も高く、次いで3 級が 24.1%、1 級が 20.0%となっています。

一方、精神科の医療機関などで通院医療を受けている人数をみると、手帳所持者よりも多くなっており、平成 18 年度から平成 23 年度にかけて 273 人増加し、平成 23 年度では 1,129 人となっています。

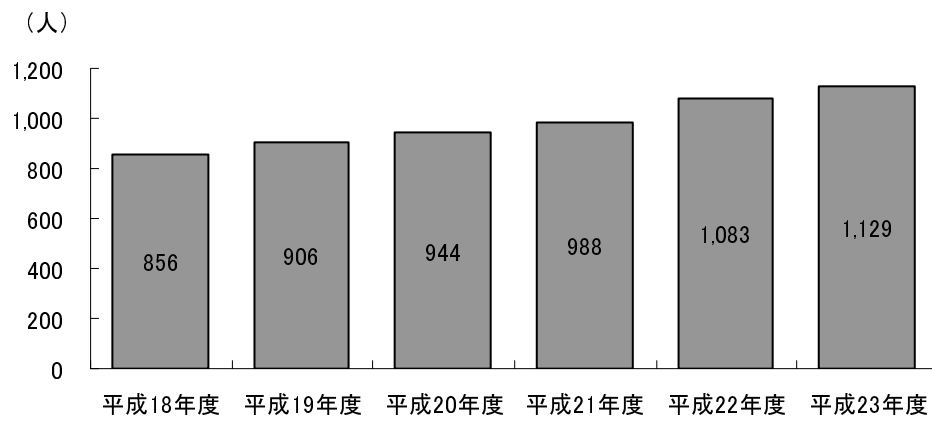
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



■等級別構成比（平成 23 年度）



■通院医療公費負担対象者数の推移



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本市ではこれまで、障害者計画に基づき、障がいのある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉及び教育、就労、生活環境等の各種施策の充実に取り組んできました。

この間、長期低迷が続く経済状況や障がい者支援に関する制度の改正など、障がいのある人の生活を取り巻く状況は変化し続けています。

アンケート調査では、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっており、安心して暮らすために必要不可欠なものとなっています。また、日常生活において4割以上の人が差別や偏見、疎外感を感じる時があると回答しており、障がいのある人もない人も共に理解し合いながら暮らすことができる地域づくりが求められています。

そのため、本計画では、障がい者施策において重要な理念となる「ノーマライゼーション⁶」と「リハビリテーション⁷」の考え方のもと、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージ⁸において必要な支援を受けながら、その持てる力を最大限に活かし、共に安心して暮らすことのできるまちをめざし、前回策定した計画から引き続き、以下の基本理念を掲げます。

一人ひとりがいきいきと輝き、 共に安心して暮らせるまち

⁶ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

⁷ リハビリテーション：障がいのある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、障がいのある人の自立と参加を目的としたノーマライゼーションをめざす理念。

⁸ ライフステージ：人の人生をいくつかの段階に区分したもの。乳幼児期、学齢期、青年期、高齢期等。

2

基本目標

1 地域における生活支援体制の充実

障がいのある人がどこで、誰と生活するかについて選択の機会が確保され、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続けられるとともに、入所施設から地域生活への移行が促進されるなど、障がいの特性や生活実態に応じた相談支援や適切な保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の充実を図ります。

2 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

障がいのある人一人ひとりが能力を最大限に発揮でき、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保するとともに、乳幼児期から障がいの早期発見・早期療育、教育、就労へと、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

3 共に生きるバリアフリー⁴社会の実現

地域における市民一人ひとりの「心のバリア」、住まいや移動等の「環境のバリア」、「情報のバリア」等、生活の中にある、障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア」を解消し、障がいのある人の基本的人権が尊重され、障がいのある人もない人もお互いに理解し合い、共に生きる社会の実現をめざします。

4 障がい福祉サービス等の提供体制の整備

障がいのある人が自らの選択により、必要とするサービスを受けながら、希望する場所で暮らしていけるように、障がい福祉サービスの提供体制の整備を推進するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対して、地域の社会資源を最大限に活用しながら、対応できる体制の整備を推進します。

⁹ バリアフリー：障がい者が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

3

施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らすためのまち

1 地域における生活支援体制の充実

- (1) 相談支援体制
- (2) 保健・医療
- (3) 福祉サービス

2 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

- (1) 療育支援
- (2) 保育・教育
- (3) 雇用・就労
- (4) 社会参加

3 共に生きるバリアフリー社会の実現

- (1) 啓発・広報
- (2) 地域福祉
- (3) 情報・コミュニケーション
- (4) 生活環境

4 障がい福祉サービス等の提供体制の整備

- (1) 在宅生活を支える福祉サービスの充実
- (2) 日中活動事業の充実
- (3) 地域生活移行への支援の充実

第4章 分野別施策の内容

1 地域における生活支援体制の充実

(1) 相談支援体制

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がいのある人やその家族の生活実態やニーズに応じたきめ細かな相談支援体制の構築が必要となります。

本市では、地域の身近な相談相手として、民生児童委員をはじめ、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員による相談支援を行っています。また、浜田圏域の相談支援事業所¹⁰へ委託し、困難ケースの対応については浜田圏域自立支援協議会で個別検討し、情報の共有を図っています。

なお、障がい者の就業に関する相談は浜田障害者就業・生活支援センター レントで対応する体制が整備されています。

さらに、発達障がいがある人やその家族に対しては、島根県西部発達障害者支援センター ウィンドにおいて相談支援・発達支援等を行っているほか、福祉に関する総合相談窓口として社会福祉協議会、視覚・聴覚障がい者の相談支援の窓口として島根県西部視聴覚障害者情報センターなどが相談窓口となっています。

アンケート調査では、相談相手として、いずれの障がいで「家族」が最も多く、次いで身体障がい者は「友人・知人」、知的障がい者は「サービスを受けているところ（施設、作業所¹¹、事業所）の職員」、精神障がい者は「病院」となっています。

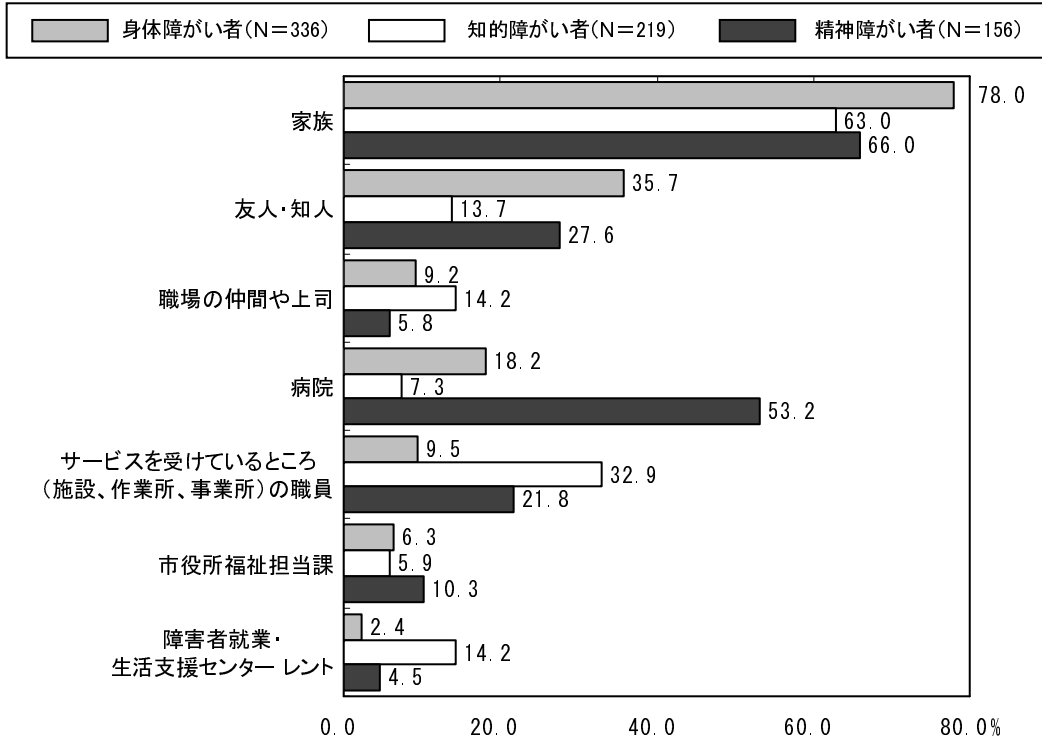
一方、「民生委員・児童委員」や「身体障がい者・知的障がい者相談員」への相談の割合が低いことや、相談支援事業所等の認知度が低いことから、さらに相談する人がいないという回答もみられ、気軽に相談できる体制づくりが必要となっています。

障がいのある人が生活していく上で必要なこととして、身体・知的障がい者では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多くなっており、障がいのある人やその家族の立場に立った、きめ細かな相談支援体制が求められています。

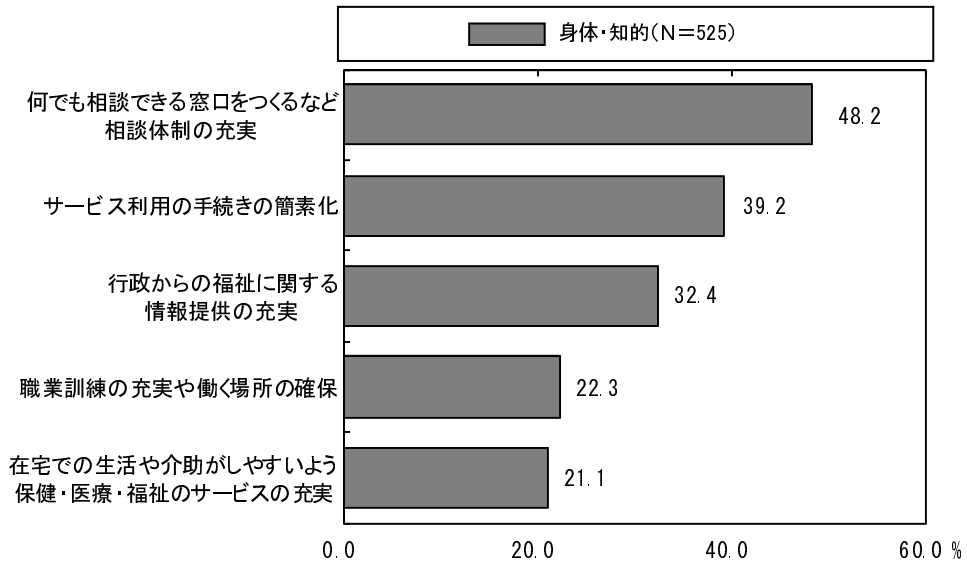
¹⁰ 相談支援事業所：障がいのある方の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行なう事業所のこと。浜田圏域には、平成25年1月末時点で次の事業所がある。相談支援事業所「陽だまり」、相談支援事業所 島根整肢学園、浜田市障害者生活支援センター、地域生活支援センター らいふ、相談支援事業所 あかり、相談支援センター えん、たかさご相談支援事業所、サポートセンター桜江

¹¹ 作業所：一般企業で働くことが困難な身体、知的、精神障がい者の働く場として、障がいのある人、親、ボランティアをはじめとする関係者の共同事業として、地域の中で運営されている。

■相談相手【障がい種別】（上位のみ）



■障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要なこと【身体・知的】（上位のみ）



施策の方向

① 相談支援の充実

福祉担当課における情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、相談窓口の周知を図るため、本市の窓口や各種団体等のパンフレット等を活用します。また、相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実に努めます。

発達障がい¹²者については、島根県西部発達障害者支援センター ウィンドと連携し、支援体制の充実に努めます。

② 地域における相談活動の推進

身近な相談相手として民生児童委員をはじめ、身体障がい者・知的障がい者相談員の周知に努めます。また、相談員などに対し、個人情報の保護に留意しながら必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実に努めるとともに、民生児童委員に対しては、基礎情報として担当地区の住民情報（氏名、住所等の5項目）を提供し、地域の支え合いのさらなる促進を図ります。

また、地域における相談活動の充実に努めるため、専門機関との連携を強化するとともに、研修への参加を促進し、相談員の資質の向上を図ります。

③ 住宅入居支援の推進

公営住宅、民間賃貸住宅への入居の際に支援が必要な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等を行い、地域生活の支援を行うとともに、民間の賃貸物件の登録や保証人に関する課題について、関係機関と協議し、入居支援を推進します。

¹² 発達障がい：先天的な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性があらわれはじめる発達遅延であり、自閉症や学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などの総称。

④ 権利擁護の推進

障がい者に対する権利擁護のため、成年後見制度¹³や日常生活自立支援事業¹⁴の普及・啓発を図ります。また、相談支援事業所やサービス提供事業所職員のスキルアップ¹⁵を図りながら、制度利用を促進します。さらに、判断能力の低下や身寄りがいない等の理由から成年後見制度を利用することが難しい障がいのある人に対して、市長申し立て等の制度利用支援を行い、権利擁護を推進します。

⑤ 障がいのある人への虐待の防止

浜田圏域自立支援協議会を活用し、関係団体や専門機関との連携を強化し、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合の虐待対応専門チームを中心に迅速かつ適切な対応、養護者への支援を行い、体制の構築を図ります。

また、市民の虐待に対する認識を深め、人権意識の高揚を図るよう関係機関とも連携して広報・啓発を行います。

⑥ 浜田圏域自立支援協議会における対応

相談支援事業所の運営評価や困難事例への対応のあり方の協議等を行う浜田圏域自立支援協議会を通じて、各相談支援事業所の相談援助に関するスキルに格差が生じないように、相談支援体制の強化を推進します。さらに地域の実情に応じ、障がい児・者及び保護者・介護者などの必要な支援を中立・公平な立場で提供するため、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者のネットワークの強化を推進します。

¹³成年後見制度（せいねんこうけんせいど）：精神上的障がいがあり判断能力が不十分なため財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく「任意後見」がある。

¹⁴日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

¹⁵ スキルアップ：技術・能力を高めること。

(2) 保健・医療

現状と課題

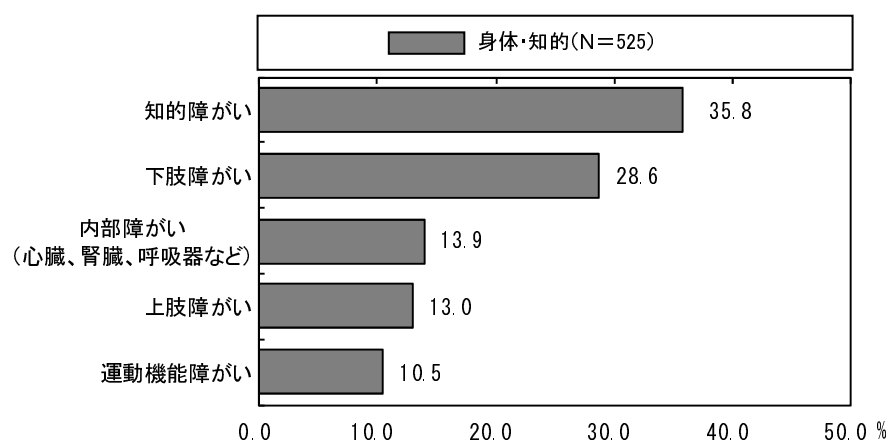
障がいの要因となる疾病の要因が多様化・複雑化しています。特に精神疾患については、現代社会におけるストレスなどによって心の問題を抱えた人が増加しており、子どもから高齢者まで対象が拡大しています。障がいのある人の体への負担を軽減し自立を促進するためには障がいに応じた適切な医療・医学的リハビリテーションが重要となるため、障がいの有無に関わらず、適切な医療を受けることができる体制が必要となっています。

また、乳幼児健診や、成人に対する生活習慣病予防に向けた各種健診、保健事業を実施し、疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めています。

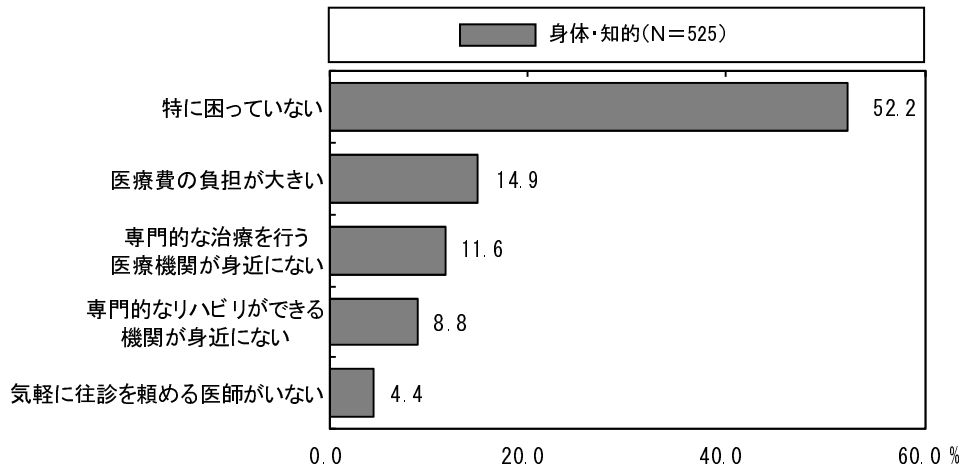
身体・知的障がい者調査では、医師の診療や定期健診、医学的リハビリテーションで困っていることとして、「医療費の負担が大きい」「専門的な治療を行う機関が身近にない」が比較的高くなっています。また、精神障がい者調査では、生活しやすくなるために必要なこととして、保健・医療に関わることが上位3項目を占めています。

今後も、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、障がいのある人が地域で安心して医療・医学的リハビリテーション等が受けられる体制づくりを構築することが必要となっています。

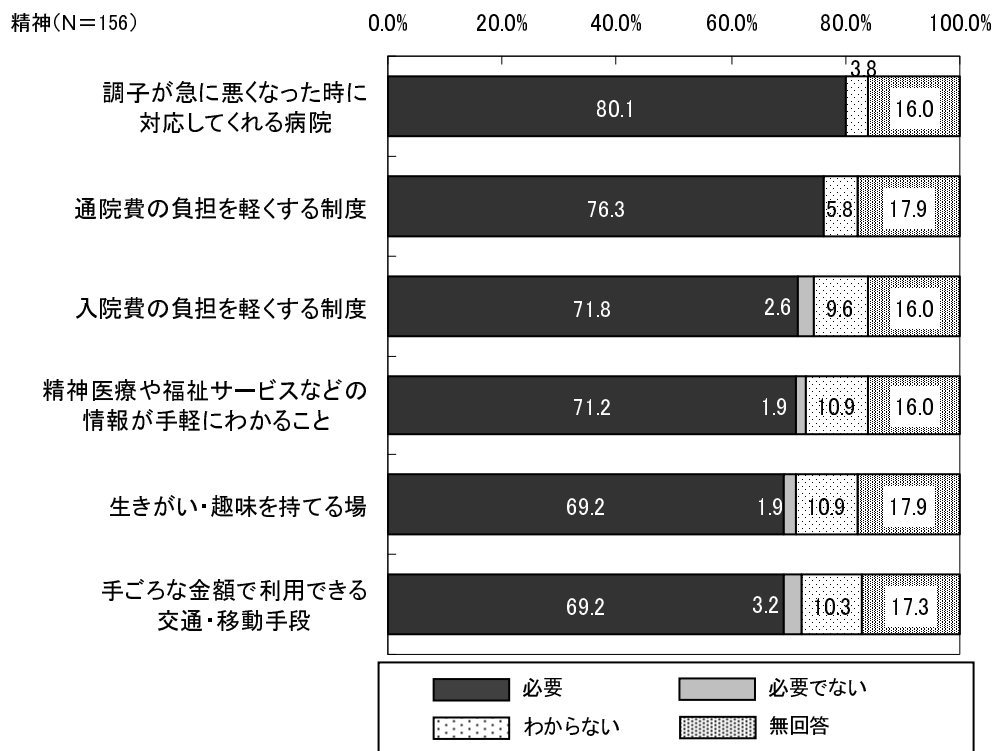
■障がいの種類【身体・知的】（上位のみ）



■ 医師の診療や定期健診、医学的リハビリテーションで困っていること【身体・知的】（上位のみ）



■ 生活しやすくするために必要な制度・サービス【精神】（上位のみ）



施策の方向

① 疾病の早期発見・早期治療体制の充実

健康増進計画に基づき、市民一人ひとりの心と体の健康づくりを推進するとともに、疾病や障がいの発生の予防、早期発見・早期治療を図ります。また、疾病についての知識の普及啓発、健康診査の受診勧奨を推進し、その後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげていきます。

② 保健サービスの充実

障がいのある人の健康の保持増進を図るため、健康診査¹⁶やがん検診、各種保健事業等に障がいのある人が参加しやすい体制づくりに努めます。また、団体や施設を通じて保健サービスの周知を行うなど、障がいのある人への情報提供に努めます。

③ 医療・医学的リハビリテーションの充実

浜田市医師会・那賀郡医師会・浜田歯科医師会・浜田医療センター等と連携を図り、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態、生活実態等に応じたニーズを把握しながら、適切な医療・医学的リハビリテーションが受けられるように体制の整備に努めます。

④ 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、島根県・浜田保健所による難病対策を中心に、保健・医療・福祉が連携し、地域の難病対策の充実に図ります。

⑤ 精神保健福祉施策の推進

精神障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めるとともに、精神科を有する病院との連携を強化し、精神疾患の早期発見・早期治療につなげ、円滑な社会復帰に向けた支援を図ります。

また、自死防止に向けて、心の健康づくりに関する広報活動による意識啓発や職域・学校・地域における相談支援体制の整備を図り、相談支援体制の充実にに向けた関係機関との連携を強化します。

⑥ 医療費の給付・助成制度の実施

障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、自立支援医療や福祉医療の適正な運用による負担軽減に取り組めます。

¹⁶ 健康診査：自治体や保健所が、住民の健康や乳幼児の発育状況などを調査し、疾病の予防や障がいの早期発見、及び保健指導に役立てるために行う検査。基本健康診査、総合健康診査、乳幼児健康診査などがある。

(3) 福祉サービス

現状と課題

障がいのある人やその家族が安心して暮らせるためには、各種在宅サービスや日中の活動を支援するサービス及び生活の場の確保は大変重要なものです。

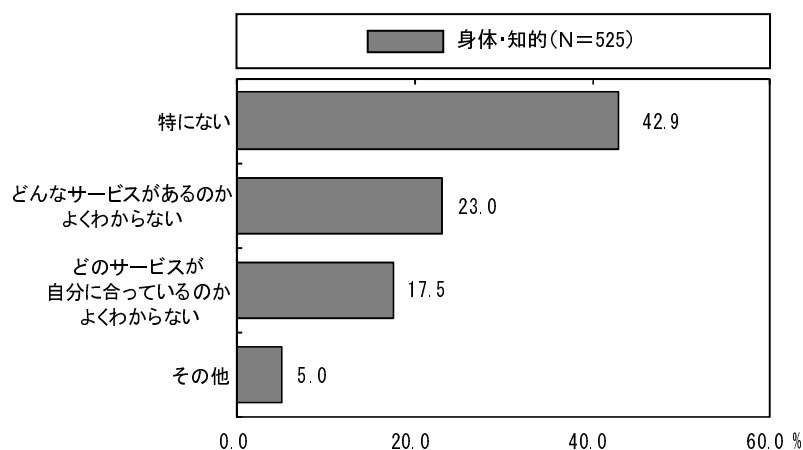
本市では、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じたサービスを提供するとともに、各種福祉手当の支給や各種助成制度を実施しています。

身体・知的障がい者調査では、「どんなサービスがあるのかよくわからない」「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」と回答した人が多くなっており、必要とする人が、その人に合ったサービスを選択できるように、サービス内容や利用方法等の周知を図る必要があります。

介助者の状況については、「医療費や交通費などの経済的負担」「将来の見通しがたてられない」「心身ともに疲れる」と感じている人が多く、経済的な負担の軽減を含め、障がい福祉サービス等の充実が求められています。また、生活の場について、身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査ともに「自分の家」を希望する人が多くなっています。知的障がいのある人では、グループホーム¹⁷やケアホーム¹⁸、入所施設等を希望する人も多く、将来を見据えて、安心して暮らせる施設の確保が必要である一方で、施設入所から地域生活への移行を推進するため、地域での生活や活動をする場の確保も必要となっています。

また、障がい者の高齢化が課題となっており、介護保険サービスへの円滑な移行など、障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所との情報共有を図るなど支援が必要です。

■ サービス利用に関する不満や困ったこと【身体・知的】（上位のみ）

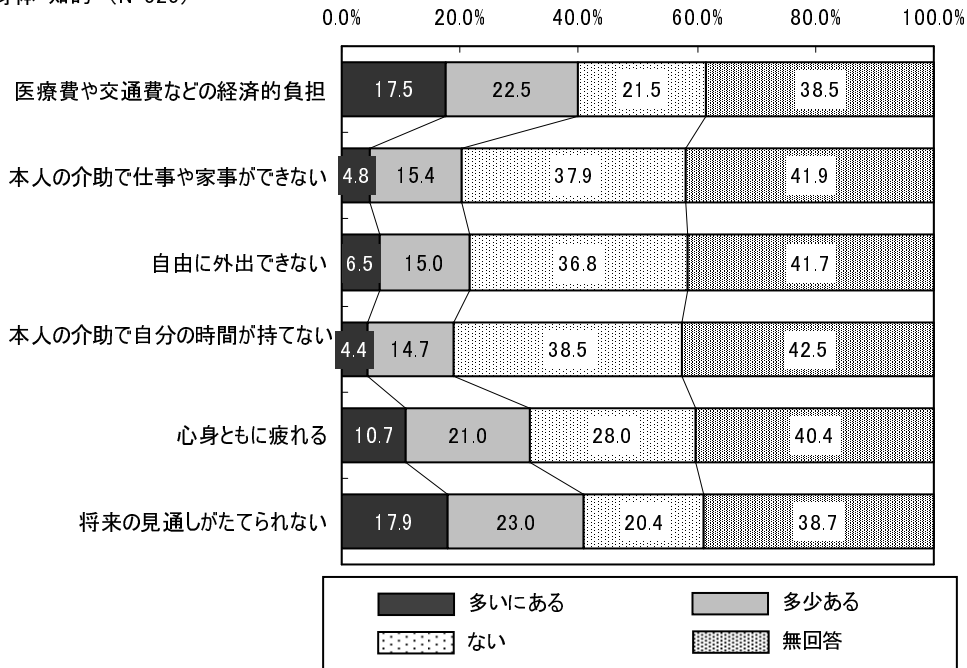


¹⁷ グループホーム：病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人達が、家事等の日常生活上の支援を受けながら、小人数で共同生活をする住まいのこと。

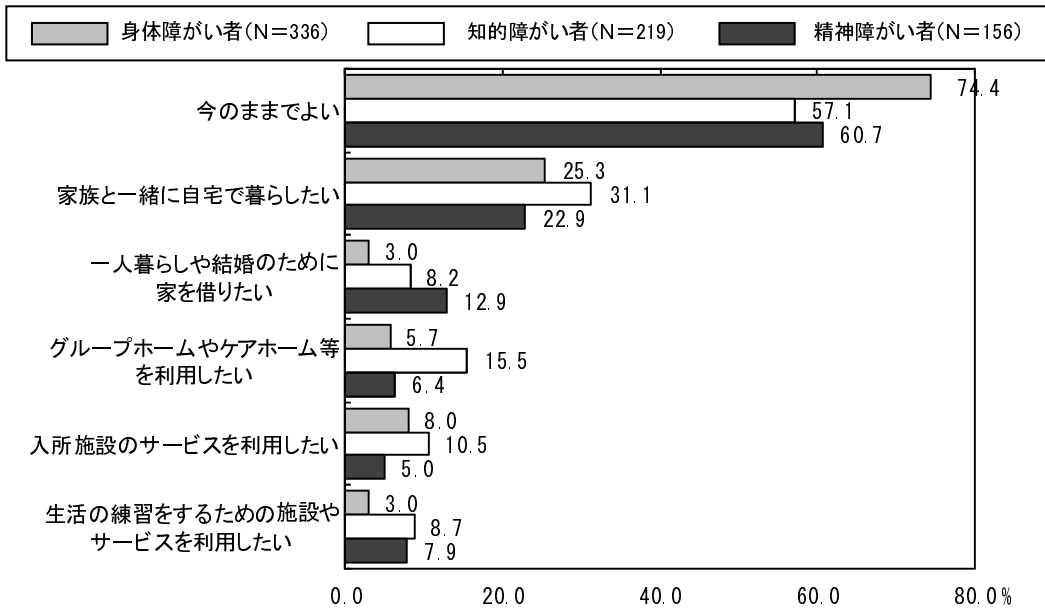
¹⁸ ケアホーム：グループホームに比較して、より重度の障がいのある人が、主として夜間において、食事や入浴、排せつ等の介護を受けながら共同生活を営む場のこと。

■ 介助者の状況【身体・知的】

身体・知的 (N=525)



■ 今後暮らしたい生活の場【身体・知的・精神】



施策の方向

① サービス支給決定の透明化

障害程度区分¹⁹の認定にあたっては、医師を含め、各種障がいに関する専門的な知見を有する複数の委員からなる審査会を開催し、適正な認定を行います。

② ケアマネジメント²⁰の充実

サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、相談支援事業所を中心にケアマネジメントの質の向上とそのための人的確保に努めます。

③ 各種サービスの提供

訪問系サービス²¹、日中活動系サービス²²、居住系サービス²³等、各種障がい福祉サービスを必要とする人が利用できるよう、各種相談窓口等を通じて、情報提供を図ります。

④ 各種福祉手当の支給

特別障害者手当や障害児福祉手当等、各種福祉手当の支給を実施し、受給資格者に対して不利益が生じないよう、手続きに関して適切な情報提供を行います。

⑤ 各種助成制度等の実施

障がいのある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。

⑥ 介護保険サービスとの連携

高齢の障がいのある人に対し、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な場合、円滑に移行することができるよう、障がいのある人本人やその家族に対する情報提供、障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所との間の情報共有を図るなど、支援の充実に努めます。

⑦ 障がい福祉サービス等従事者の資質の向上への支援

障がい福祉サービス等に従事している人を対象とした研修会等の情報提供や参加促進を行います。

¹⁹ 障害程度区分：平成 26 年 4 月からは「障害支援区分」と名称変更の予定。

²⁰ ケアマネジメント：障がいのある人が適切なサービスを利用することができるよう、サービス実施機関等との連絡調整や評価を行うこと。

²¹ 訪問系サービス：在宅で利用する訪問によるサービス。

²² 日中活動系サービス：施設などで昼間に利用できるサービス。

²³ 居住系サービス：施設に入所して利用するサービス。

2 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

(1) 療育支援

現状と課題

障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育への取り組みが重要です。

本市では、母子保健として、妊産婦・新生児訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談等を実施しており、発達に心配のある子どもと、その家族に対する支援を行い、関係機関との調整を行っています。

本市の療育手帳所持者は増加傾向にあります。また、発達障がい等への理解が進みつつある中、今後も健康診査や各種相談等を通じて障がいの早期発見・早期療育につなげ、継続的な支援ができるように、関係機関が相互に連携を図ることが必要です。

施策の方向

① 早期発見と相談の充実

障がいの原因となる疾病等を予防するとともに、発達障がいを含めた障がいのある子どもを早期発見するため、妊産婦、新生児訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、訪問指導等の母子保健事業、保育園・幼稚園等巡回訪問の充実を図ります。また、島根県西部発達障害者支援センター ウィンド、浜田養護・ろう学校等との連携により、健診従事者が行う問診・指導の視点をそろえ、適切な発見、支援へとつなげるためのマニュアルの作成・充実を図ります。

② 保護者に対する支援の充実

障がいのある子どもを持つ保護者に対して、育児の不安の軽減、障がいへの理解を促進するため、相談支援の充実、関係機関との連携強化を図ります。また、就学等の節目の段階で関わりを持てるように継続した支援を実施します。

③ 療育支援体制の充実

相談に対応する職員の知識の向上を図るなど、障がいのある子どもやその保護者に対して、身近な地域で専門的な相談に対応できる体制づくりに努めます。また、健康診査や相談、訪問指導等から速やかに療育につなげることができるように、関係機関との連携による早期療育支援体制の充実を図ります。

(2) 保育・教育

現状と課題

障がいの多様化や内容の複雑化、発達障がい等への支援等、障がいのある子どもとその保護者の保育・教育に対するニーズは多様化しており、保育・教育内容や学校教育現場での指導体制の充実が求められています。

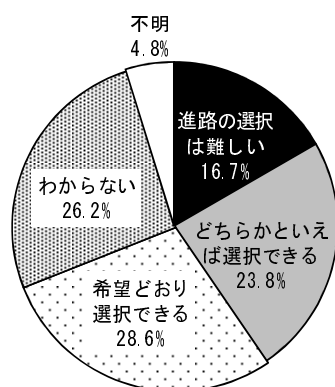
こうした中、教育においては、学校教育法の一部改正により障がい種別を超えた特別支援学校²⁴への移行や、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒等に対して適切な教育を行い、乳幼児期から学校卒業後までを見通して関係機関が連携する一貫した支援体制の整備を行っています。

身体・知的障がい者調査では、保育所や学校への入所・入学時の進路について、「希望どおり選択できる」が最も高くなっています。また、通所・通学していて感じることに、ついて、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」や送迎・通学に関するニーズが高くなっています。

今後も、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、希望する進路に進むことができるよう、保育士・教職員の障がいに対する理解や指導力の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、保育・教育環境の充実を図ることが必要となっています。

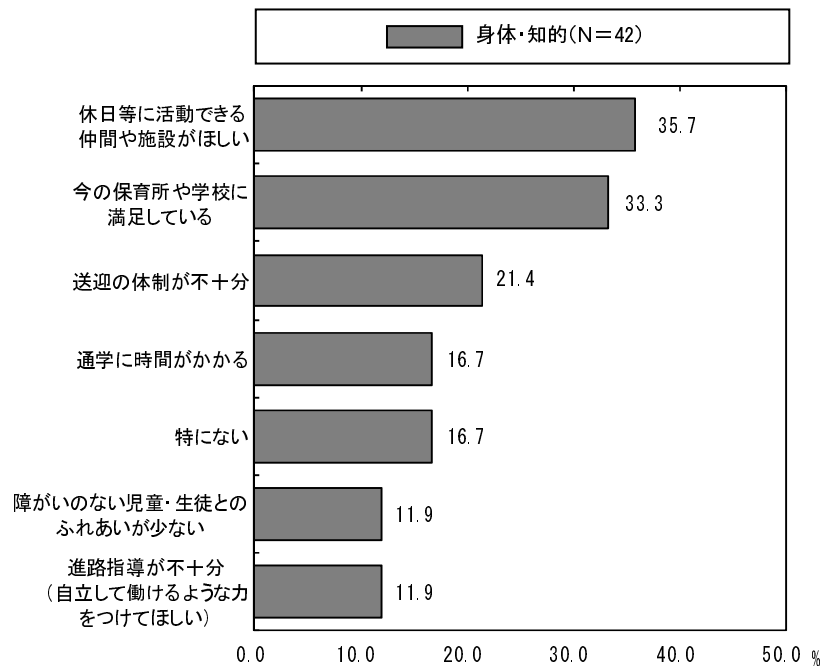
■進路選択について【身体・知的】

身体・知的 (N=42)



²⁴ 特別支援学校：心身に障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。平成19年(2007)の学校教育法改正に伴い、盲学校・聾学校・養護学校は統合されて特別支援学校となった。

■通所・通学して感じて居ること【身体・知的】



施策の方向

① 障がい児保育の推進

市内の各保育所において、家庭や関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた保育を推進します。また、市独自の支援により、各保育所の負担軽減を図り、受け入れの促進に努めます。

② 就学指導の充実

障がいのある子ども一人ひとりが障がいに応じた適切な教育を受けることができるように、保護者に対する就学に関する相談支援を充実します。また、就学前の療育から教育へと一貫した支援が行えるように、情報交換や協力体制づくりを推進し、保健・医療・療育・教育の各分野の連携を強化するとともに、適切な対応ができるような人材育成と資質向上を図ります。

③ 教育相談の充実

子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるように、保育所・幼稚園等巡回訪問、就学に向けた助言等を行うとともに、障がいのある児童・生徒、その保護者に対して、十分な情報の提供を行い、医療・教育等の関係者が連携し、相談支援体制の充実を図ります。

④ 特別支援教育の推進

年齢や能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるよう、各小・中学校において、特別支援教育に関する校内委員会や校内における特別支援教育コーディネーター²⁵を配置し、特別支援教育体制の整備を推進します。

⑤ 教職員の資質の向上

教職員に対して、特別支援教育に関する各種研修への参加を促進し、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。また、医療・教育等関係者による教職員への相談支援を推進します。

⑥ 放課後対策の推進

小学生を対象とした放課後児童クラブ²⁶において、指導員の配置等を検討しながら、障がいのある児童の受け入れを推進します。

⑦ 進路指導の充実

学校、行政、公共職業安定所、浜田障害者就業・生活支援センター レント、企業の連携を強化し、障がいのある子どもの能力や希望に応じた進路指導を推進します。

⑧ 学校生活におけるバリアフリーの推進

障がいのある子どもの学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、交流できる機会を設け、児童生徒どうしの心理的バリアの解消を図ります。

²⁵ 特別支援教育コーディネーター：小・中学校における特別支援教育を推進する役割を持つ。文部科学省が示す主な役割としては、①校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する相談窓口、③担任への支援、④巡回相談や専門家チームとの連携、⑤校内委員会の推進役といったものがあげられる。

²⁶ 放課後児童クラブ：労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。学童保育ともいう。

(3) 雇用・就労

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労の場を確保することが重要な柱となります。

平成 25 年 4 月から障がい者の法定雇用率が引き上げられることにより、障がい者の就業が拡大される見込みとなっています。しかし、実際には働く上での希望や本人の心身状況により就業が困難なケースもみられます。

精神障がい者調査では、現在働いている人が2割弱である一方、働くことを希望している人は5割以上となっています。

身体・知的障がい者調査では、希望する仕事に就く上で解決が必要なこととして、「障がいのある方の就労を支援する相談窓口」「事業主の理解」「他の従業員や顧客などの理解」が多くなっています。

障がいのある人の働く意欲は高いものの、現在の社会情勢から、雇用状況は厳しく、企業や地域のさらなる理解を深めるとともに、障がい福祉サービスを通じた職業訓練等に関係機関と連携しながら強化していくことが必要です。

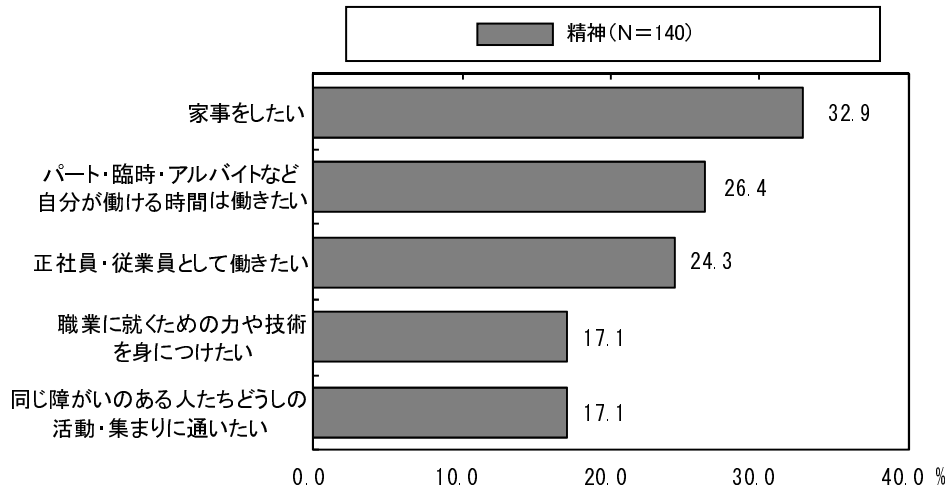
《 浜田公共職業安定所管内（浜田市・江津市）の雇用状況 （平成 23 年 6 月 1 日現在） 》

■障がい者雇用率制度の適用を受ける企業²⁷の状況

	企業数	常用労働者数	障がい者数			実雇用率		雇用率達成企業		雇用不足数	雇用率未達成企業のうち 1人不足の企業数
			うち身体障がい者	うち 重度障がい者		うち身体障がい者	企業数	達成割合			
H18	40 社	5,246 人	87 人	58 人	11 人	1.66%	1.11%	17 社	42.5%	28 人	20 社
H23	42 社	6,002 人	157 人	83.5 人	21 人	2.61%	1.39%	31 社	73.8%	12 人	10 社

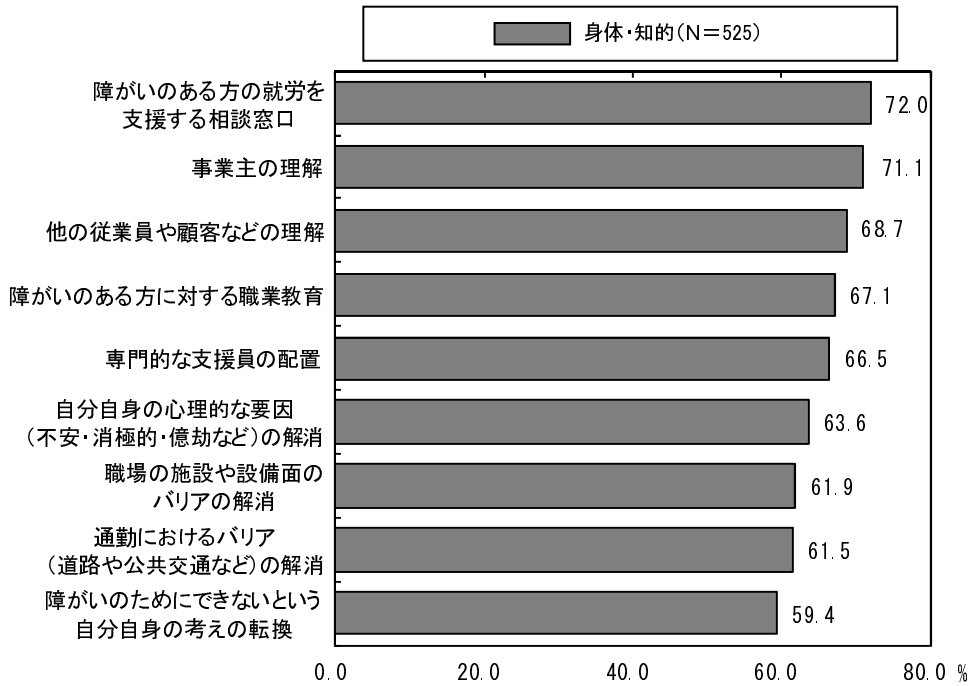
²⁷ 障害者雇用率制度の適用を受ける企業：常用労働者数が56人以上の企業。ただし、平成 25 年 4 月からは、法定雇用率が 1.8%から 2.0%へ引き上げとなり常用労働者数が 50 人以上規模の企業となる。

■ 今後希望する日中の過ごし方【精神】



■ 希望する職業に就く上で解決が必要なこと【身体・知的】

(とても必要+どちらかといえば必要)



施策の方向

① 「障害者雇用支援月間」の啓発

毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。今後も、関係機関と連携しながら、「広報はまだ」やホームページを通じた啓発を図ります。

② 各種支援制度の普及・啓発

公共職業安定所との連携のもと、企業に対して障がい者の雇用促進や各種支援制度の周知と活用の促進を図ります。

③ 相談・助言体制の充実

公共職業安定所や浜田障害者就業・生活支援センター レント等と連携しながら、障がいのある人の就職前から就職後の支援まで、一貫した適切な相談・助言を行います。また、企業に対して、障がいのある人の雇用に関する相談支援、雇用の確保に向けた協力体制の構築を行います。

④ 障がい福祉サービスにおける支援の推進

日常生活を送るために必要な能力や身体の機能向上を図るための「生活訓練²⁸」や「機能訓練²⁹」を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対しては、「就労移行支援³⁰」を、一般企業への就労が困難な人に対しては働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援³¹」を推進し、継続的な就労支援を行います。

²⁸ 生活訓練：知的又は精神の障がいのある人が、身の回りのことや家事など、自立した日常生活を営むために必要な技術を習得するための訓練等のこと。

²⁹ 機能訓練：運動療法のうち、運動機能の回復を主目的として行う訓練。

³⁰ 就労移行支援：企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場探し等を通じて適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の人に対して、事業所内での作業訓練や、企業等での職場実習、就職後の職場定着支援などを行う。

³¹ 就労継続支援：企業などで就労することが困難な障がい者を対象として、雇用契約に基づき事業所での作業を通じて、知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行うA型と雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するB型がある。

⑤ 雇用の機会の提供

公共職業安定所や浜田障害者就業・生活支援センター レント、障がい福祉サービス事業所など関係機関との連携を図り、職場適応訓練³²や委託訓練制度³³、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）³⁴の周知を図り、多様な就労の場の確保、雇用の促進に努めます。また、市役所において、障がい者の優先雇用等を図ります。

⑥ 職場への定着支援

浜田障害者就業・生活支援センター レントと連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ³⁵）の利用を積極的に推進し、障がい者の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。

⑦ 関係機関の連携の強化

浜田障害者就業・生活支援センター レントを中心とした、サービス事業所・公共職業安定所・事業所、その他市内の福祉・労働・教育等の関係機関による就労支援ネットワークを活かし、関係機関の連携を強化していきます。

³² 職場適応訓練：障がい者等の就職が困難な人に能力に適した作業について実施訓練を行い、それによって職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き就労することをめざす制度。

³³ 委託訓練制度：公共職業能力開発施設以外の施設（学校教育法に基づく大学、専修学校等の学校や、認定職業訓練を行う職業訓練施設などを含む。）に委託する職業訓練。委託訓練は、公共職業能力開発施設が行う職業訓練とみなされ、公共職業訓練に含まれる。

³⁴ 試行雇用事業（トライアル雇用事業）：公共職業安定所の紹介により、試行的に短期間（原則3か月）雇用する場合に事業主に奨励金が支給される制度。対象は、中高年齢者や障がいのある人等の就職希望者。この制度により、就職希望者の適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとする。

³⁵ ジョブコーチ：職場適応援助者。障がい者が職場に適応できるように、新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行う。障がい者に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても職場適応に必要な助言を行う。

(4) 社会参加

現状と課題

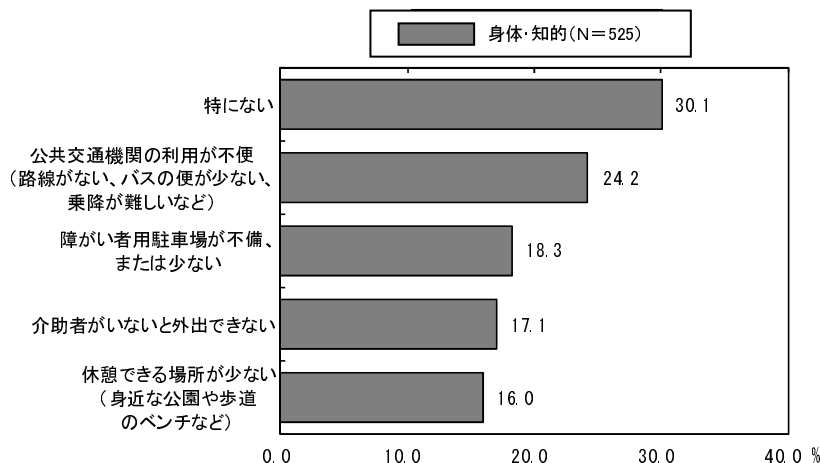
障がいのある人がさまざまな場面で地域と関わりを持ち、社会参加しやすい環境づくりのため、外出支援やスポーツ、文化活動などにおける支援体制が必要です。

本市では、社会参加するための外出支援策として「同行援護³⁶」「移動支援³⁷」「行動援護³⁸」「タクシー・バス利用料金の助成」などを実施しています。また、社会参加のきっかけとして、スポーツに主眼を置き、障がいのある人を対象としたスポーツ大会を開催しています。

身体・知的障がい者調査では、外出の際に不便を感じることで、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が多くなっています。また、「介助者がいないと外出できない」と回答した人も2割弱となっています。精神障がい者調査では、生活しやすくなるために必要なこととして、「手ごろな金額で利用できる交通・移動手段」が7割近くとなっています。今後も障がいのある人の社会参加を促進する上で、外出における支援の充実が求められています。

また、身体・知的障がい者調査では、余暇時間の過ごし方として、「テレビ・ラジオ」や「本・雑誌・新聞を読む」が多く、室内で過ごす人が多い傾向がみられますが、参加しやすい環境づくりを行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進していくことが必要です。

■外出の際に不便に感じること【身体・知的】

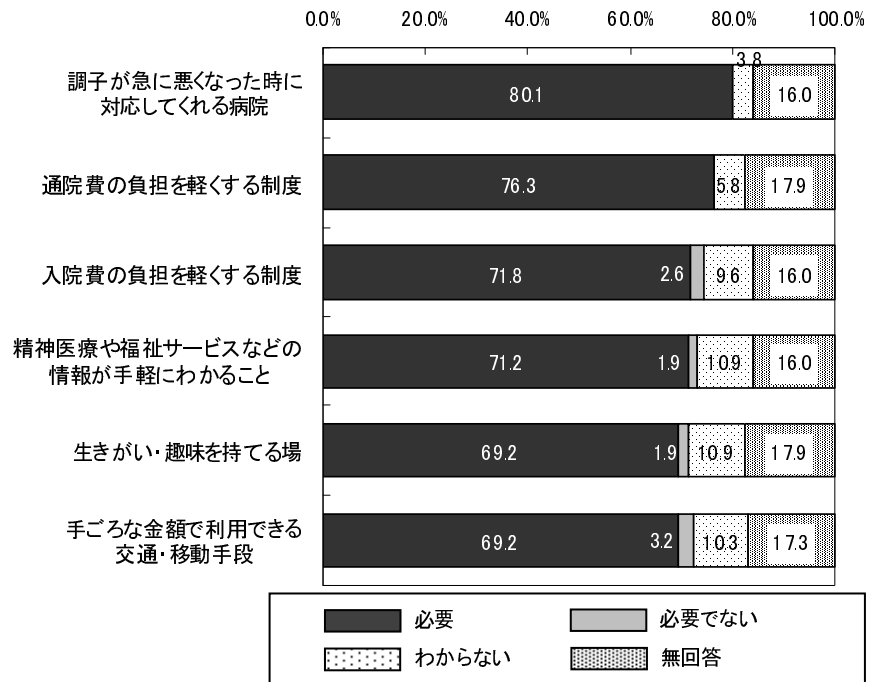


³⁶ 同行援護：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。

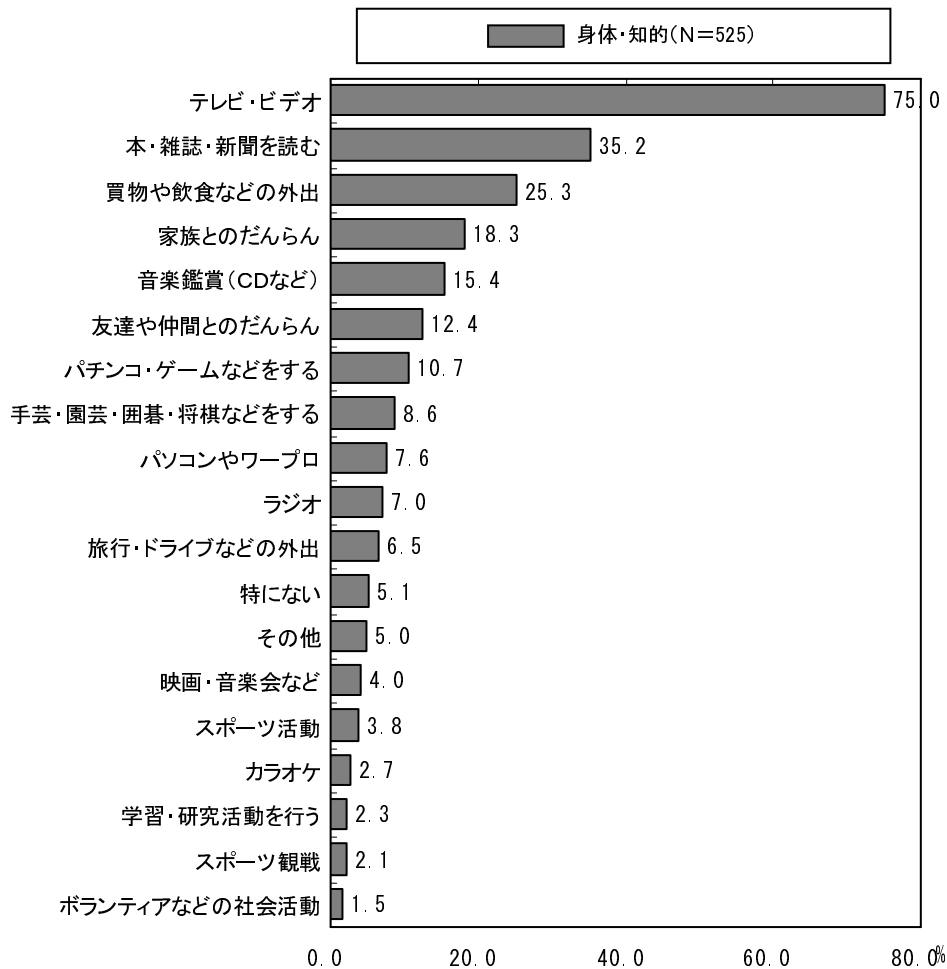
³⁷ 移動支援：円滑に外出できるよう、移動を支援する地域生活支援事業の一つ。

³⁸ 行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

■生活しやすくなるために必要な制度・サービス【精神】



■余暇時間の過ごし方【身体・知的】



施策の方向

① 外出支援の充実

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、同行援護、行動援護及び移動支援事業により、外出時の移動を支援します。また、タクシー等利用料金の助成や有料道路の通行料金割引など、移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。

② スポーツ教室の開催

市内団体が実施する水泳、スキー、スケート教室など、障がいのある人を対象としたスポーツ教室、浜田市障害者スポーツ大会の開催を支援するとともに、参加者のニーズを反映した事業を展開し、障がい者の社会参加拡大を図ります。

③ 文化・芸術活動の推進

障がいのある人や団体による作品展の開催など、文化・芸術活動への取り組みを支援します。市内で開催される講演会や芸術鑑賞などに障がいのある人も参加しやすいように、手話通訳研修等の周知を行い、養成研修参加者を増加させ、手話通訳者派遣の安定化を図るなど、地域の中で障がいのある人が文化・芸術活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

④ 在宅における社会参加支援の推進

重度の障がいのある人等が、在宅でも社会と関わっていけるように、ケーブルテレビやインターネット等を活用した社会参加のための支援に努めます。また、視覚障がい者が情報を把握しやすいインフラ³⁹の構築を推進するため、島根県西部視聴覚障害者情報センターと連携します。

⑤ 団体への活動支援

障がい者団体が取り組む活動の情報発信を行い、団体への加入促進、活動への理解や行事への参加を促進します。団体の主体性を尊重しながら、活動を支援します。

⑥ 選挙等における配慮

障がいのある人が、選挙等において円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備等の配慮を行います。

³⁹ インフラ：インフラストラクチャーの略で、社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

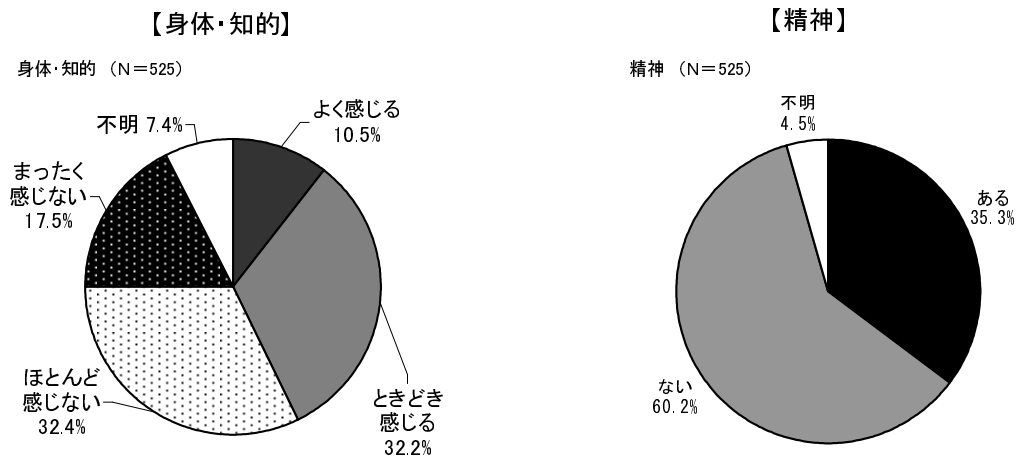
3 共に生きるバリアフリー社会の実現

(1) 啓発・広報

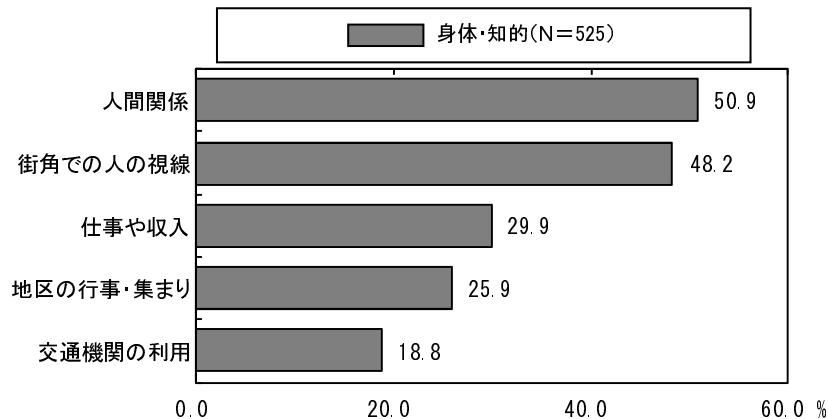
現状と課題

一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまちを実現するためには、障がいのある人に対する市民一人ひとりの理解を深め、心のバリアを取り除くことが重要です。しかし、アンケート調査では、身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査のいずれも、3割以上の方が日常生活の中で差別や偏見、疎外感を感じている状況にあります。身体・知的障がい者調査では、差別や偏見、疎外感を感じるときとして、「人間関係」「街角での人の視線」が上位となっていることから、市民の障がいのある人や障がいに対する知識や理解がまだ十分ではないことがうかがえます。そのため、教育現場での学習の充実、自然な交流ができる機会の設定、広報活動が求められています。

■差別や偏見、疎外感を感じた経験の有無



■差別や偏見、疎外感を感じたとき（上位のみ）



施策の方向

① 人権尊重意識の啓発

市民の障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図るため、「広報はまだ」やホームページへの掲載、障がいをテーマにした人権講演会等を積極的に活用します。また、引き続き学校、家庭・地域及び関係機関との連携を深め、障がいのある人もない人も参加し、交流を深める行事の開催を支援するなど、人権教育・啓発の推進に努めます。

② 「障害者週間」等を中心とした啓発・広報

「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）及び「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）の周知を図るとともに、障がいへの理解を深める行事の開催を支援します。

③ さまざまな障がいに対する理解の促進

学習障害(LD)⁴⁰や注意欠陥多動性障害(ADHD)⁴¹、自閉症⁴²等の発達障害等、市民の理解が進んでいない障がいについて、周知・啓発に努めます。また、障がいのある人の理解を促進する「あいサポート」運動⁴³について、普及員の増加を推進します。

④ 学校における福祉教育の推進

小学校・中学校において、福祉に対する理解を深めるための各種福祉体験活動の実施を教育委員会と連携し、推進します。

⑤ 交流教育の推進

障がいのある子どもとない子どもの交流を積極的に進めていくとともに、特別支援学校や市内の障がい者施設等と市内の小・中学校との交流を推進します。

⁴⁰ 学習障害(LD)：字を書く・読む、話す・聞く、計算することなどのどれかの習得、使用に目立った障がいがあること。

⁴¹ 注意欠陥多動性障害(ADHD)：幼児期に現れる発達障がいの一つ。不注意(物事に集中できない、忘れ物が多い)、多動性(落ち着きがない、じっとしてられない)、衝動性(突飛な行動を取る、順番を守れない)などを特徴とする。脳の器質的または機能的障がいとされる。

⁴² 自閉症：幼児期に明らかになる発達障がいの一つ。対人関係への無関心(社会性の障がい)、言語・コミュニケーション障がい、同一動作の繰り返し(こだわり行動)などを示す。

⁴³ 「あいサポート」運動：多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会をめざす運動をいう。

⑥ 福祉教育の機会の充実

公民館等で開催している生涯学習において、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催に努めます。

⑦ 地域と事業所の交流の場の確保

市民の障がいに対する理解を深めるため、行事やイベント等を活用し、障がい福祉サービス事業所と地域の交流が持てる機会の増加を促進します。

(2) 地域福祉

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、日頃からの地域における障がいに対する理解と支え合いが欠かせません。本市では、民生児童委員による見守り活動と身体障がい者相談員、知的障がい者相談員による障がいに関する相談対応といった活動を行っています。近年、核家族化の進展や個人の生活スタイルの変化により、地域での連帯関係が薄れつつあることから、助け合い、支え合いの地域づくりを進めることが必要となっています。障がいのある人が住み慣れた環境で過ごすためには、障がい者支援の専門機関や、民生児童委員のみならず、福祉ボランティアが大きな力となります。しかし、ボランティアの減少や高齢化が進んでおり、今後は、若い世代も含めて、さまざまな場面で多くの人に参加を呼び掛けることが必要です。

施策の方向

① 地域における見守りネットワークづくり

地域で生活している障がいのある人が安心して暮らしていけるように、民生児童委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等と連携しながら、地域において障がいのある人を見守り、ひきこもりや虐待の早期発見、災害時の援助など、必要な支援を行うネットワークづくりに努めます。

② ボランティア養成講座の開催

手話通訳・要約筆記等、障がい者福祉に関するボランティアの養成講座を開催し、幅広い年代が参加できるような体制づくりを推進します。

③ ボランティア活動の活性化

ボランティアセンターと連携しながら、各ボランティア団体の交流や情報交換を促進するなど、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行います。

(3) 情報・コミュニケーション

現状と課題

障がいのある人やその家族が、必要とする障がい福祉サービスや各種制度に関する情報を得ることができ、幅広い情報・コミュニケーションが可能となるように支援することが求められています。

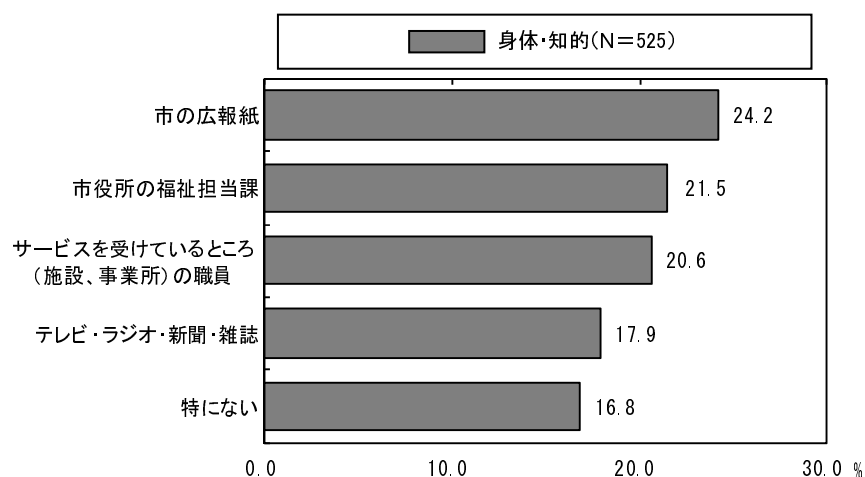
本市では、身体・知的・精神障がい者それぞれについて、利用できるサービスをまとめたパンフレットを作成し、情報提供を行っています。また、手話通訳者を配置するとともに、必要に応じて派遣しています。

身体・知的障がい者調査では、サービスに関する情報の入手先として、身体障がい者は「市の広報紙」、知的障がい者は「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）の職員」が最も高くなっています。

また、障がいのある人にとって住みよいまちになるために必要なこととして、身体・知的障がい者調査では「行政からの福祉に関する情報提供の充実」、精神障がい者調査では「精神医療や福祉サービスなどの情報が手軽にわかること」が高い割合となっています。

今後も広く情報がいきわたるように情報提供の充実を図るとともに、障がいのある人が自分にとって必要なサービスを選択し、利用できるように支援していることが必要となっています。

■ サービスに関する情報の入手先【身体・知的】（上位のみ）



施策の方向

① 各種広報媒体の活用

「広報はまだ」、ホームページ、CATV、パンフレット等、各種広報媒体を活用し、障がい者施策に関する情報をわかりやすく伝えることができるように、内容の充実に努めます。情報を提供する際には、障がいのある人の利用が多い広報媒体、場所を重点的に活用します。

② 障がいの特性に配慮した情報伝達の推進

障がいのある人が円滑に情報を取得することができるよう、手話通訳を設置するとともに、手話通訳や要約筆記奉仕員を派遣したり、点字・録音等の支援を行うなど、それぞれの障がいに応じた支援ができるよう、利用者のニーズの把握と、情報伝達の充実に図ります。

また、災害時等の障がいのある人の安全確保のため、必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、支援の仕組みの構築を図ります。

③ インターネットを活用した情報取得支援の推進

市のホームページから障がい者施策に関する情報を取得できるように、ホームページの内容充実を図ります。また、情報の掲載にあたっては、ホームページのリニューアルに合わせ、総務省が示しているウェブアクセシビリティ⁴⁴基準への対応や運用管理の見直しを行い、バリアフリーなウェブサイトをめざします。

また、障がいのある人のインターネットの利用を支援するため、障がい者関係施設において実施しているIT⁴⁵講習会の周知を図ります。

⁴⁴ ウェブアクセシビリティ：ウェブを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、ウェブで提供されている情報に問題なくアクセスし、情報内容や機能を利用できること。

⁴⁵ IT：Information Technology。情報技術のこと。

(4) 生活環境

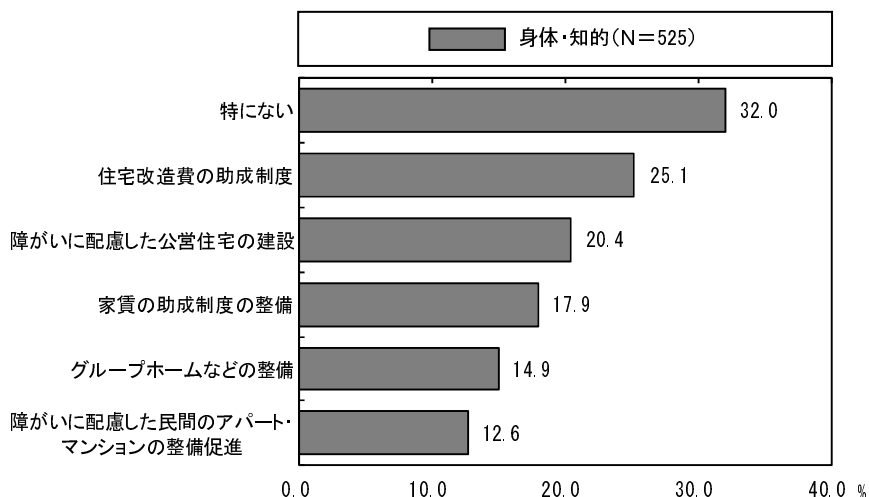
現状と課題

障がいのある人が安全で安心して地域で暮らしていくためには、建築物や道路、公共交通機関、住まい、防犯・防災等の生活環境の整備が必要となります。

本市では、公共施設等のバリアフリーについて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、国・県と一体となった取り組みを進めています。今後も、障がいのある人が公共的な施設や公共交通機関を安全、快適に利用でき、社会参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要となっています。住まいに関して、身体・知的障がい者調査において、「住宅改造費の助成制度」に対するニーズが高くなっています。

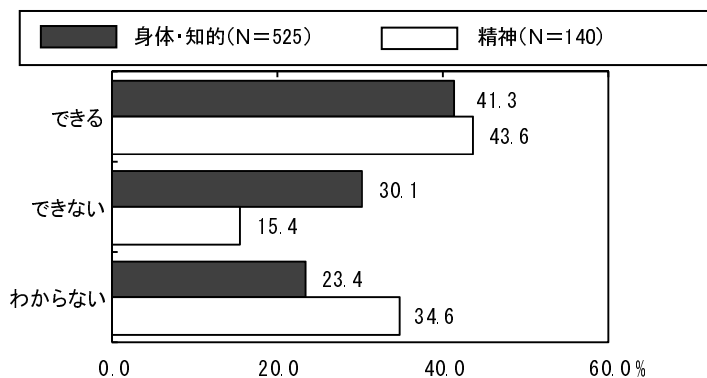
防災については、東日本大震災以降、障がい者の避難や、避難所での生活に関する支援などが課題として挙げられており、災害時要援護者支援制度⁴⁶により、緊急時に確実に避難できるように、避難場所や避難方法等の周知を徹底し、災害時における避難支援体制を確立していくことが必要です。アンケート調査において、地震などの災害発生時に避難できないと回答した人が、身体・知的障がい者調査では 30.1%、精神障がい者調査では 15.4%となっています。避難する上で困ることとして、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」や「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」「緊急時の介護者がいない」が多くなっています。

■住宅対策として市に望むこと【身体・知的】（上位のみ）

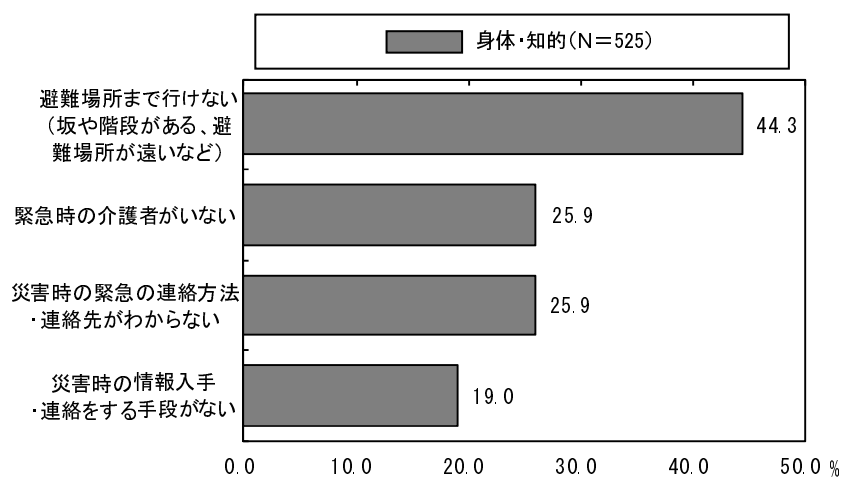


⁴⁶ 災害時要援護者支援制度：高齢者や障がいのある人など、日常から自分ひとりで移動したり、情報を得たりすることが難しく、災害が発生したときやその恐れがあるときに、手助けが必要な人（災害時要援護者）を、身近な地域で支え合うための仕組み。

■一人で避難できるか【身体・知的・精神】



■災害発生時に避難する上で困ること【身体・知的】(上位のみ)



施策の方向

① 公共施設等の整備・改善

公共施設等の障がい者用トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を進めるとともに、おもいやり駐車場⁴⁷の確保に努めます。

公営住宅等については、バリアフリー化公営住宅として整備を図ります。

民間による施設の建設や既存施設の改修においても、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、条例に示された整備基準を遵守するように指導・助言を行います。

② 道路・移動環境等の整備

安全な歩行空間が確保できるように、歩道と車道の段差の解消や、路面の点字ブロックの修繕等、道路の維持管理に努めます。障がいのある人に限らず、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備、設備の改善を促進するためにユニバーサルデザイン⁴⁸化を推進します。

また、移動が安全かつ容易にできるように、低床バス（ノンステップバス）やリフト付きバス・タクシーの導入を働きかけます。併せて、無人駅のバリアフリー化やホームの改築についての要請を行います。

③ 地域における住まいの確保

障がいのある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、住宅の確保に特に配慮を要する人に対する市営住宅の入居優遇等の配慮をするとともに、賃貸住宅への円滑な入居ができるよう、行政、不動産関係団体、住まいのサポートセンター⁴⁹等で構成する居住支援協議会において、具体的な支援策を検討します。また、必要なグループホーム等の整備の支援に努めます。

⁴⁷ おもいやり駐車場：身体に障がいのある人や妊産婦などで、歩行が困難な人の外出を支援するため、車いす使用者用駐車場等を利用できる人に利用証を交付する制度のある駐車場。

⁴⁸ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設・製品・情報を設計（デザイン）すること。

⁴⁹ 住まいのサポートセンター：住まいの相談事業、住まいづくりの支援事業、住まいの情報提供事業等を提供し、住まいに係る多様なニーズに応える組織。

④ 地域における防犯・防災体制の強化

防災訓練等を通じて障がいのある人を含め、地域住民の防災意識の向上を図ります。また、地域の実情にあった自主防災組織⁵⁰の設立促進や防災出前講座のPRを行い、地域の防災体制の強化を図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。

⑤ 緊急時における支援体制の整備

災害時要援護者支援制度により、要援護者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図るとともに、障がいのある人等、対象者に対して加入を勧奨し、制度利用者の拡大を図ります。

また、災害時の避難所における障がいのある人への配慮等について、関係機関と連携し、充実を図ります。

⑥ 消費生活トラブルの防止

障がいのある人が消費者として不利益を受けることがないように、消費生活センターと連携し、悪徳商法に関する情報提供や消費者教育に取り組むとともに、消費生活相談窓口を設置し、苦情等に対する相談の充実に努めます。また、「広報はまだ」及びケーブルテレビ、チラシやその他啓発グッズを活用して、より一層の情報提供や消費者教育の取り組みを推進します。

⁵⁰ 自主防災組織：地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。

(1) 在宅生活を支える福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が、地域で安心して自立した暮らしを営むためには、必要なサービスを受けられる仕組みを構築するとともに、障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することが重要です。しかし、地域において、事業所の数や従事者の数が不足しているとの声もあり、事業所の参入促進、従事者の育成が課題となっています。

アンケート調査をみると、継続して、または新たに利用したいサービスでは身体・知的障がい者で「生活介護⁵¹」が最も高く、次いで「移動支援事業⁵²」、「居宅介護⁵³」となっています。訪問系サービスについては、在宅の障がいのある人の生活を支えるサービスとして、量的な確保及び質の向上を図り、多様なニーズに対応したサービス提供の促進に努める必要があります。

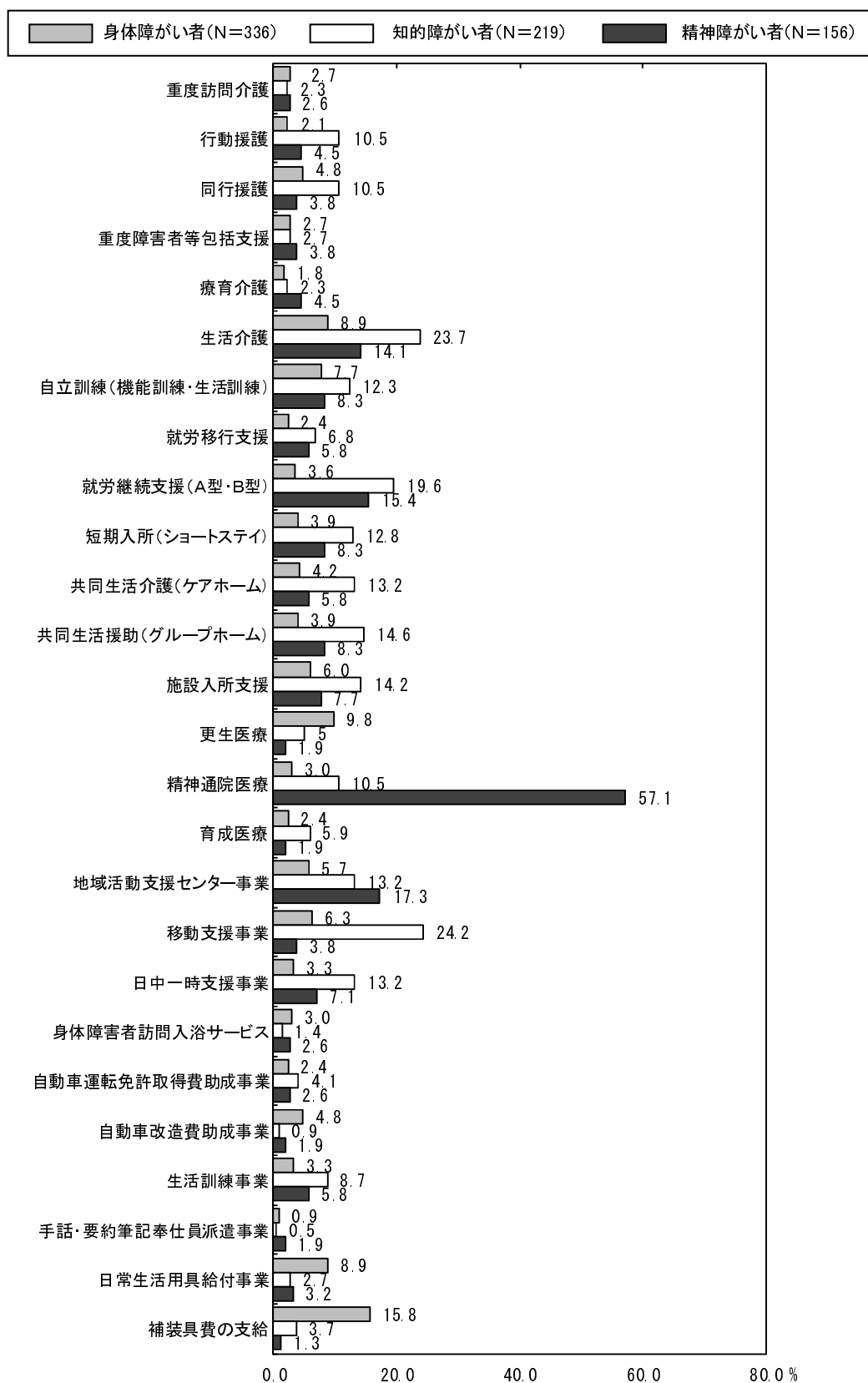
難病の患者については、平成25年4月以降障害者総合支援法により障がい福祉サービス対象者となります。難病患者の方が退院又は療養後の社会的自立の困難さという点で、障害者自立支援法による支援の対象となる事例も多くあるため、医療面での充実と同時に、退院後の相談支援をはじめ就労に関わる支援が重要となります。また、高次脳機能障がいについては、家庭でも社会でも障がい自体の理解が難しいなどの課題があるため、ニーズに沿った支援体制を一層整備していく必要があります。さらに、障がい児を支援する障害児通所支援の実施事業所の拡大に向けた検討を行う必要があります。

⁵¹ 生活介護：常時介護を要する人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うこと。

⁵² 移動支援事業：単独では外出困難な障がい者等が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うこと。

⁵³ 居宅介護：居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うこと。

■ 継続して、または新たに利用したいサービス【身体・知的・精神】



施策の方向

① 訪問系サービスの充実

居宅介護、重度訪問介護⁵⁴、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの確保、充実のため、事業者への情報提供等、参入促進、ホームヘルパーに対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。また、地域における障がいのある人のニーズに応じた一貫したきめ細かなサービスの提供を図るため、相談支援事業所等、関係機関との連携を強化し、在宅生活の支援体制の確立に努めます。

さらに同行援護従事者、行動援護従事者の研修への参加促進を図り、障がいのある人の外出を支援する体制の充実に努めます。

② 難病患者、高次脳機能障がいのある人の在宅生活支援の充実

難病患者等の居宅生活支援については、居宅介護サービスや日常生活用具の給付事業などの充実を図ります。また、患者や家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消に努めます。高次脳機能障がいについて、国や県の施策の動向を踏まえて、援助の方策と支援の充実を図ります。

③ 補装具、日常生活用具等の給付

障がいのある人の日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具給付等事業・補装具費の支給に努めるとともに、ニーズを把握することで、対象種目の充実を図ります。

④ 入浴サービスの充実

自宅の浴槽での入浴が困難な重度身体障がいのある人等の入浴サービスについて、ニーズを踏まえ、事業所の参入促進などを図ります。

⁵⁴ 重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うこと。

(2) 日中活動事業の充実

現状と課題

障がいのある人の日中活動の場の確保が求められており、特に重症心身障がいや強度行動障がいなどを含めた重度障がいのある人の受け入れ先の充実が必要です。また、医療的ケアを必要とする在宅の障がいのある人が、安心して地域生活を送ることができるよう医療的ケアに対応できる日中活動の場の充実が必要です。

精神障がい者調査では、今後働きたいと回答している人が5割以上となっており、一般就労に向けた一貫性のある支援を行うため、さまざまな障がい特性に対応できる事業所を確保し、自立訓練や就労継続支援を推進できるような体制づくりが必要となっています。

また、身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査ともに短期入所サービスに対して一定のニーズがありますが、障がいのある人の短期入所サービスを提供する事業所が少なく、緊急時の利用に対応することが困難な状況となっています。

今後、新たに特別支援学校等を卒業する障がいのある人の通所先が不足するという状況とならないように、整備を行う必要があります。

施策の方向

① 重度障がいのある人の日中活動事業所の整備促進

重症心身障がいや強度行動障がいなどを含めた重度障がいのある人が主に利用する生活介護事業所について、関係機関や事業所と連携し、受け入れ先の充実に努めます。

医療的ケアを必要とする障がいのある人が安心して日中活動を楽しめる環境の整備を推進し、通所施設を拡充するための支援を図ります。

② 自立訓練、就労継続支援、就労移行支援事業所の整備促進

生活訓練などの自立訓練や就労継続支援などを実施する事業所の整備を促進するとともに、一般就労に向けた就労移行支援事業所の参入促進など、障がいの状態や能力に応じた適切な日中活動等が可能となる体制づくりを行います。

③ 特別支援学校卒業後の進路先の確保

生活介護事業所や就労移行支援事業所と就労継続支援事業所、地域活動支援センター⁵⁵、相談支援事業所等が連携し、特別支援学校を卒業する人等の個々の利用者のニーズに合った訓練や就労の場、余暇活動の場などの提供が連続して行えるよう、浜田圏域自立支援協議会の中で調整、連携を図っていきます。

④ 発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人の日中活動の場の整備促進

発達障がいのある人の日中活動については、関係機関と調整を図りながら、障がい特性に合った活動の場の確保と支援の充実を図ります。

高次脳機能障がいのある人の日中活動について、障がい特性に合った活動の場の確保を図るとともに、作業療法⁵⁶、言語療法⁵⁷といった個人のリハビリプログラムに沿った個別支援の場の提供と支援の充実を図ります。

⑤ 短期入所サービス等の充実

障がい児（者）やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を行うとともに、重度障がいのある人等の短期入所の受け入れ先の確保等に努めます。

また、日中一時支援事業⁵⁸の充実を図るなど、介護者の負担を軽減するサービスの事業者への情報提供等により、参入促進を図ります。

⑥ 地域活動支援センターの充実

地域活動支援センターについては、障がいのある人の日中活動の支援を行うため、引き続き活動の支援を行っていきます。

⁵⁵ 地域活動支援センター：障がいによって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれる。

⁵⁶ 作業療法：身体または精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対し、その主体的な活動の獲得を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行うこと。

⁵⁷ 言語療法：音声機能、言語機能、高次神経機能、または聴覚機能などのコミュニケーション機能に障がいのある人、あるいは家族など周囲の人々に対して、発声訓練、構音訓練、嚥下訓練、あるいは検査、指導、助言などを行うこと。

⁵⁸ 日中一時支援：障がいのある人を介護している家族が、社会的理由又は私的理由により在宅における介護が一時的に困難になった場合、日中活動の場を提供し見守り、日常生活の世話をすること。

(3) 地域生活移行への支援の充実

現状と課題

施設入所者や医療機関の入院者（退院可能な精神障がいのある人）が地域へ移行した後、地域での支援が不十分な状態では地域生活を継続することが困難であり、地域移行支援に加え、地域定着支援を充実させ、幅広く支援を実施するための基盤整備を行うことが課題となっています。

そのため、浜田圏域自立支援協議会等において、個別ケースごとに支援の方策について検討し、適切な支援につなげる体制を整えることが大切です。

また、障がいのある人が地域生活に円滑に移行し、また、地域生活を送る上で住まいの場となるグループホーム等の居住系サービスを整備・充実することが重要です。特に、施設入所者や医療機関の入院者（退院可能な精神障がいのある人）が地域生活へ円滑に移行するためには、公営アパート等の地域の資源や実情を踏まえ、計画的にグループホーム等の整備を図る必要があります。

① 浜田圏域自立支援協議会の運営の充実

浜田圏域自立支援協議会の運営の充実を図り、事業所や県関係機関などと連携して障がいのある人の支援の課題の解決や支援の方策について検討できるようにします。また、各事業所間の情報交換を密にし、課題の共有だけでなく、それぞれの長所を活かした総合的な障がい者支援につながる仕組みづくりに努めます。

② 地域生活への移行支援

知的障がいのある人の入所施設利用者や精神障がいのある人の長期入院患者等が地域生活に円滑に移行できるよう支援します。さらに地域生活に移行し、地域生活を安定させるための必要な支援を継続的に行っていきます。

③ 精神障がいのある人を中心とする日中活動事業所の整備促進

精神障がいのある人が利用する日中活動事業所が少ないため、精神障がいのある人が主に利用する日中活動事業所の整備を進めます。

④ 生活の場の確保

事業者に対する参入促進等を行い、必要なグループホームの整備の支援に努めます。また、地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関する情報提供を積極的に行うなど、日常生活に必要な適切な支援を行います。

⑤ 入所施設の確保

地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、既存施設を中心として必要な施設の確保に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が重要となります。障がいのある人一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するため、障がい者福祉に関係するボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

2 関係機関の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、市内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

3 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、必要に応じて障がい者福祉専門部会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行います。

発行年月日 / 平成 25 年 3 月

発 行 / 島根県浜田市

編 集 / 浜田市 健康福祉部 高齢障がい課

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

TEL : (0855) 22-2612 FAX : 0855-23-4922